

と、先づ口を開くは家老の一人大久保武太夫なり
「金次郎よも偽申すことあるまいが、彼れ一人の言葉を信じてお米藏お金藏を空うするは、私共役人の落度、一應お問合せ、殿様お思し召しを承はるが良くとぞらう」

と、同じ家老の加藤内膳も是なりき

「すると御一統の御存慮、金次郎詞を御信用あらせられぬと見える、我等も同感、さらば江戸よりお指圖あるまで、金次郎を當城下に待せ置くでござるかの」

平太夫は再び問ふ

「如何にも左様、飢餓に迫る町人百姓御救ひの御趣意を存せぬでも無いが、一日を争ふ儀でもあるまい、金次郎の言葉を信じ金米二戸前のお藏を空しうし、後でお谷めを蒙らば何とお詫の致しやうも無い、長うて五六日が間、金次郎に逗留の儀を申し付け置き直ぐ急飛脚を差立て、は何うとぞらう咄」
用人の松下長左衛門は心得顔に言ふ、此の評議の有様を次の間に聞き居た

る尊徳は、堪り兼ねて敷居近く進み出でぬ
「恐れ乍ら言上、御領内幾千とも敷知れぬ窮民、露命旦夕に迫り居る、私先日以來村々巡回、具に難澁の様を取り調べ参つた、その困苦の状實に目も當てられず悲惨を極め居る、君侯深く此事を思し召さるゝに由て御病氣中私お呼び出し、窮民お援ひの義を仰せ付けられ、片時も援ひの手の遅るゝを恐れ給ふ、由て私御趣意を體し、當地到着草鞋をぬぐ暇もなく御領内巡視致したる處、只今手術としては、米粟金銀を恵み與へて、一時の窮を凌がする外ないと見極め、即日歸つて此義を懇願致したでござります、然るに只今御議論、江戸表より左右の御沙汰ならするまで、此の儘逗留仰せ付けられうとの御主意、御評議の次第此にて承はり、何とも残念至極に存する、各々方御職分、矢張國、民を安んずるを以て任となさるゝは云ふまでもないが、別してはお上御心を泰山の安きに置き奉つる御工夫が第一とあるべきに、長くて五六日を空うしお上御慈悲を反古に爲さるゝ御様子、何とも納得致し難ぬる、君侯思し召しを聞かせられ、然る後手を付けらるゝは平常の爲され方、今の如く危

急存亡の場合には、臨機應變の御處置あるを當然と心得まする、盗人を見て
繩を縛ふとも、繩を用ゆる處なくては效も無い、斯くて便々と日を送る間、
御領内の百姓、飢餓に一命を失ふことあらば、各々何をもて君公御主意を施
させたまふ、眞の忠義を思ふ者は一身の安危を忘れる、早くお米藏を開かせ
られ、勿々お金藏を開かせられ、拙者悪いやうには申さぬ」と例の力ある詞
なりき

「お前は爾う云ふが、百姓の命よりは君公御沙汰が重いでの」と平太夫は事
も無げに「國政の料理、さまざまに鹽梅ある、まづ私共の庖丁に任せて置け
な」

(六)

尊徳の眼は火の如く輝きて、正しう平太夫の胸を射りぬ

「意外お詞、百姓の命よりは君公御沙汰が重いと仰せ、あなた方それのお心
をもて、お國政を鹽梅なさせられるでござりまするか喃」と平生よりは凛と

せし響き、兩手を膝の上に置いて「重ねて承はる、左様の御用意をもて百姓
に御臨せとござりまするか喃」

「比譬を申したまでぢや、百姓の命が軽いと申したでは無い」

「民は國の基、御領地ばかりあつても、百姓無うてはお家の基礎が立ちませ
ぬ、君侯御沙汰の重いこと御存じと仰する口に、重き御主意を反古に爲さる
るは、金次郎いかにも残念に堪へませぬ、今一應御詮議を乞ひ奉りまする」

「お身は性急に過ぎるわの」と平太夫は説き諭す如に「私共は君公御家人、
お米藏の米、御金藏の金、何れも皆君公御物、家人たる我等、自由に爲るべ
き筈は無い、由て今より急飛脚をさし立て、謹んでお差圖を受けうといふに、
何も苦情のある筈無いで無いか、何も不思議のある筈無いで無いか」

「いや」と尊徳は一步も譲らず「私は不思議に存じます、私は苦情を申し
まする、九死の病人を前に置いて、草の根を掘る猶豫はござりませぬ、今よ
り飛脚走らす時間あらば、私態々御當地へは参りませぬ」

「まアさ其様に云ふなさ、お前にはお前の道があり、私共には又私共の道が

ある、長うとは云ふまい、短くて二三日、長くて五六日、飛脚の歸るまで待ち呉れるが好いでは無いか」

「私にその猶豫はござりませぬ、食に飽く者の三五年よりは、糧無い者の一日が長うござりまする」

「さらば重役共相談を、お身は聞き入れぬと申し張るぢやの」

「私は道理に従つて、重役衆に従ひませぬ、非人乞食の中すことでも道理あらば従ひ、御老中方仰せでも道理の無いことに耳は貸しませぬ、假し主命はござりませいでも、當然盡すべき事にお盡しなざるが、臣下たる身の務めではござりませぬか」

「獨斷計ひ、後日もしお咎めあつたら何うする喃」

「腹掻き切て申譯致す分の事、命に執着あつて眞の忠義を盡すことは爲りませぬ、これやがて君に代つて國を守り政を執る者の大切な處かと心得ます、況して私君命を承はつて、お米藏の米を取り出し、お金藏の金を引き出し、御領内窮民を援ふべき旨、御沙汰蒙つて参り居りまする、私口上を御疑はせ

ば、やがて殿様お詞を疑はするも同様でござりまする」

尊徳は詞を盡して云ひたれど、家老重役は尙決する處あらざりき、尊徳の云ひ張る理の當然には服しながら、後日の難義を思ふが故に、これと取り決めたる議論とても吐き得ざりき、松下長右衛門は心得顔に詞を添へぬ

「先刻よりの所論を承はる處、金次郎は君侯御沙汰を待つに及ばず、直にお臈を開くと云ひ、我々は君侯思し召しを承つて後、その手続きを履まうとする、彼是千里の差、氷炭眞に相容れぬ、相談一決の時あるまい、由て今日は是にて散會、明日更め評議致さうではござらぬか」

「いかさま喃」と加藤内膳も倦みたる様「斯う押し詰つては好い分別も浮ばぬ、決定の儀明日まで延引、これも宜くござらうの」

尊徳は餘りの事に聲さへ慄ひぬ

「御評議決する所も無く、このお席お立ちとござりまするか」

「いかにも左様と」長右衛門は呑み込み「何日まで同じ言繰り返しても詮が無い、今日はこれにてお席を閉ぢ、各自歸つて良い思案を付けうと存ずる、

お身も一日休息するが好いでは無いか

「御各自お引き取り、好い御分別を付けうとの思召し、悪いとは申し上げぬ、然しこの間、皆様断食を爲されませう喃」

「や」と一同は驚き「何んと云ふな」

「御領内の窮民は、明日の糧にも詰つて、各自飢え凍えて居りませう、その百姓御救助の御思案中、よも温い物、召し喫らぬでござりませう喃」

「存外なことを云ふな」と平太夫は眼を睨て「断食も爲り難ねる」

「誰の辛いも同じ事、この御評議快するまで、私も又断食と覺悟してござりませう」

「お身は断食、評議決するまで断食するに由つて、我等にも又その通りに爲といふか」

「勿論の儀、民の憂を憂とする事知らぬ人が、國の政に口舌を入れる理はござりませぬ、萬一是のお席に、左様な不用意不義理の御方在らするに極らば、私力も是まで、すぐ櫻町へ引き返すでござりませう」

巨鐘に對ひて、大石を投げ付けるとも此ほどの響きはあらず、家老重役と高慢の鼻を刺したる人々も、尊徳のこの聲に打たれて、宛ら雷に感したる如く口を噤みぬ



翁役夫たる「ネツコ」の藤助を賞す

汝數月の働きの見るに付て己の功の顯れんことを欲せず、衆皆
起し易き地を選み、争て其開田の多少を示さんとす。汝獨り衆
人悉く處の木根を穿ち力を盡して怠らず、人休とも休まず、之
を問へば老力足らざるが故に休まず、各日力を勞して其勞力も
顯れざるに似たり。汝諸人の雖も所に力を盡し、木根を穿つこ
と數を知らず、平易の開墾に比せば其勞倍せり、此故に開田大
に速なるを得たり、是全く汝正實の爲す所也。之をも賞せずし
て諸人と共に同視せば、爾來何を以て土功を擧げんや。汝家貧
なるが爲に他邦に出て勞力すと云へり、然れども目前與ふる所
の金だも辭す其廉直他人の及ぶ所にあらず。今與ふる所の財は
天汝の正實を憐み下し玉ふものなりと思ひ、速に持ち歸りて貧
苦を免れ志を養ふの一端とせば我も亦之を悦ぶなりと致へ再
び之を與ふ。

第五章

(一)

倉粟は遂に開かれぬ、尊徳の救ひの手は直に小田原領内七十二ヶ村飢渴の
民救済に着けられき

尊徳の救の米には、美しき同情の光りも添ひぬ、尊徳の助の金には清き誠
意の露も加はりぬ、杉浦平太夫は尊徳が日と無く夜と無く、救民慈善の事に
奔走するを見、遂にその熱誠に化せられて、やがて熱心なる尊徳崇拜の人と
なりぬ、良き花に接する葉は自然香りに染みて、緑の色薫する如く、善き人
に對する人は自然徳に感じて、何日とは無く正しき道に踏み入るが習ひなり
「序に尋ねて見やうと存じたが、年饑ゑて民を救うの道を得ぬ、國家の憂患
これに過る者は無い、お身は君公御委託を受けて、領内救民の道を講じ居る、
殊に先日來の骨折尋常一様の事とも覺えぬが、全體何うすれば飢渴の民を救
ふことが能きやうな、何うすれば民百姓に安堵させる事が爲きやうか」

平太夫は一日尊徳をその旅宿に訪ひて、唐突に斯く問ひき、漸く尊徳の性情人格を知り得たる上、家老は、尊徳の教に由りて、その身も又救恤安民の道に志さんと爲つるなり

「然ればござります、禮記に、國九年の蓄なきを不足と云ひ、六年の蓄なきを急と云ひ、三年の蓄へ無きを國その國に非ずと曰ふとござります、年々お收穫四分が一を剩して、水早凶荒非常の備に充るが、聖人の定めさせた御制度、常々この心掛忘れずば、救恤安民の道憂うる處微塵もござりませぬ、然も只今の仰せ、僅か一年の儲に遇ひて、飢渴の民を救ふ道無しとやうのお詞、私一向に其意を得ませぬ」

「夫が眞實ぢやからのう、貴公巡廻の村々を見ても知れるが、從來の御政治向き、備荒の事には一向お手薄であつたからのう」

「これは又意外のお詞を承はります、それが眞實とござりまするなりや、君侯の御任務、何に由て立ちまするか喃、一番重要な職にあらせられる御家老御用人のお役目、何を以て立ちまするか喃」

「爾う云はれると返事に困るが、轉ばぬ前に杖を持つ者は、いかな泥濘も自由に行き、なれど杖持たぬ身の悲しさは、兎もすると暗の夜に迷惑する、常々心掛け相應の貯蔵をすれば、幾年の凶歳にも救恤の道勿論あるが、残念なことには御當家にそれが無い、お米廩の米も、お金藏の金も、前日有りたけを取り出して、今は残り少なくなつてある、米と金との備へ無うて飢渴の民を救ふ道無いのは、今さら云ふまでも無い事、私の尋ねるは其處ぢや、貴公別に道を心得てあるかのう」

「如何な處にも道はござります」と尊徳は寂然として「只それを踏む事が難しいだけでござります」

「その道が聞きたいものぢや」

「まづ私からお尋ね申し上げる、一國一城の御主、それに伴ふ重役家老の方、その御職分を何うお心得ござりまするか」

「云ふまでも無く上へ奉公、兼ては下々を恤みて仁政を普く布く、これが國君たる身の御務めぢや」

「その下々と仰せられる、百姓町人は皆な天の民でござります、御領内の山や川や田や畑やは、事に由ると御領主の御物かも知れませぬ、けれど百姓町人は悉く天の民でござります、天の民を御預りなさせられて、真心から撫育の道を盡させられる、是が御領主の御職分でござります、御家老御重役衆は御領主様思し召を體せられて、善を行ふ道を授け、生養を安んずる法を施し、その勤勞に由つて御知行頂戴、妻子眷屬を養はせられる、然るに上に立たせられる方々、思ひを此處に籠めさせられず、自ら安居、自ら驕奢、上下困窮一同難澁、萬民飢餓に迫るに及んで、まだ其身の罪科たるを覺らせたまはぬ、何とも嘆はしい事ござりませぬか、此秋もし救助安民の道立てば可し、萬々一その事行はれずば、御領主は自ら罪を責めて、天地神明に御詫なされる外ござりませぬ」

一語は一語ごとくに膝を乗り出して、今は平太夫と顔を接するまでとなりつ、平太夫は頭を垂れて言はず、尊徳はさら／＼光る目を輝かして

「私申し上げる事お分りでござりまするか」

「天地神明に詫びるといふ、どうすれば謝罪の道立つであらう喃」

「只一つの道ござります」

「その一個の道聞かう、何とある」

「萬民に先ちて飲食を絶たせられるにござります、飲食を絶ちてお死になされる外ござりませぬ」

「や、御領主に自殺なさせと云ふぢやのう」

「人を殺す者は己も又命を失ひます、これ即て天の道、人の法でござります、なれど一國主を失はば、その國常暗と爲ります、御家老重役道を盡さずるは、この危機一髪の間と心得ます」

「家老共道を盡す、その道は何とある」

「上御領主に對し奉りて、その忠を竭すこと能はず、下百姓に對して安心の道を行ふこと能はず、一年の飢饉に遇うて、幾百千人の餓孚を出す、上に解なく、下に面目無し、由て御領主御自害を止め奉り、御家老の筆頭まづ斷食餓死を爲さるでござります」

「うむ」と絞り出したる聲に云ひ「それで道が立つかのう」

「御家老の次には郡御奉行、同じ主意に由て餓死、郡奉行の次には代官亦同じ意味に由つて餓死、斯く一身に責を引いて、一命を捨てたまは、それを聞く百姓共、必ず皆なその真心に打たれて、誠の道に復るのは當然でござります、餓饑凶歳は時を嫌はずして来る、常にその備を爲すことを知らずして、奢に長じ、金銀米穀を徒に費すが爲め、一年の飢饉をも堪へ忍ぶことが難ねて飢饉に溺る、すれば御領主御家老御重役衆の面々がお悪いのでは無くて、結局我々に落度がある、我々落度の爲に重役衆断食、遂には餓死ならせられた、我々が餓を忍ぶ位、の事は何でも無い、以來は心して平生の備へを懈るな、構へて徒な事をするな、餓饉は恐るゝに足らぬものぢや、只我々油断が恐ろしいと、御領内の人々が観念する、飢饉を恐れぬ心、これが即ち第一の救助、金も米も自然その中より出て参ります」

尊徳の詞は極めて明瞭なりき、尊徳の比譬は極めて卑近なりき、卑近なる比譬に由りて、高き意味、尊き心を知り得たる十一萬石の家老は、暫く黙して深き思案に暮れ居たりき

(二)

「御家老お分りに爲りましたか喃」と尊徳は又一際進みます

「さし當る救助の法は米と麥、此後の用心は日頃の油断、飢饉を恐れぬ心あれば、米も金も其中に在りとの詞、いかに至言ぢや、感服の他は無」と、平太夫は頭を下げぬ

「十一萬石御領内の米麥が、一年の間に食ひ盡せる物ではござりませぬで喃」

「大きに爾うぢや、要りが人々に同情無いからぢやよ、いかに飢饉でも有る處にはきつと有るわさ」

「米が無ければ草の根を掘ても一命は繋がれます、山にも野にも青々と繁る草木の中、人の命の種に爲る物きとござります」

「夫は有る、只探る道を知らぬばかりぢや」

「探る道を知らぬのではござりませぬ、心に夫だけの餘裕が無いのでござり

ます、私先日以來村々を巡つて、病の根を見極めて居ります、百姓の餓死するのは飢饉の聲に打たれて、食を求むる氣力を亡ふからでござります」

「いかさま其處も有るわのう」

「私前年野州櫻町の御領内を巡視致しました時、鐵砲の音に驚いて氣絶した老人を見たことがござります、然もそれが空鐵砲、鳥嚇しに打たのでござりました」

「彈丸の無い鐵砲に打たれたぢやの」

「その老人の鐵砲を恐れるのと、御領内の百姓が飢饉を恐れるのと、理は同じでござります、鐵砲の音で鳥は死にませぬ、飢饉が人を殺す理はござりませぬ」と尊徳は又前に歸つて「それ故御家老まづ斷食を爲されと申すのでござります、御家老御一人のお命は、七十二ヶ村百姓の命を救ふのでござります」

平太夫の額には珠の如き汗粒々と浸潤み出でぬ、尊徳はその顔を覗き込みて

「何うござりまする喃、そのお覺悟が爲きまするか喃」

「私が一命を投げ出して、御領内百姓の危急を救ふこと爲されば、死は厭はぬ、國の爲めに死ぬは大丈夫たる身の期する處ぢや」

「さらば斷食なされまするか」

「今日から爲る」

「必然喃」

「武士に二言無い、只腹切らぬを遺憾に存ずる」と云ひ切つて憮然たり

「諾し」と尊徳は膝を打つて「その御一言が百姓の魂となります、御領内百姓は蘇生した、御安堵なされませ」

「え、百姓が蘇生したと……」

「斷食を爲させられるに及びませぬ、斷食して命を捨てやうと仰せられた、そのお心に動きなくば……」と尊徳は嬉しげに云つて「私に仕法ござります、私一身を以て此飢渴を救ひます」

尊徳の事に當る、必ず一身を犠牲にする覺悟ありき、一身を事業に捧げて、

有らゆる慈悲善根を施すなれば、一たび指を染めたる事は、大小とも成功を見ざる無し、誠實を土臺として、其上に築き上げたる事業は、如何な暴風にも覆へる事無きものなり

藩主加賀守殿は江戸の屋敷に病みて在す、留守を護れる家臣の頭目は杉浦平太夫なり、然もその平太夫尊徳の詞に感じて、一命を百姓救済の事に捧げんとまで決心しぬ、その決心は尊徳の諫め止むるに由りて行はれざりしが、平太夫の至誠は自ら溢れて、七十二ヶ村の百姓に映り且つ感じたり、大きな鐵塊の出現ある時は、附近の磁石知らず識らずの間にその氣を享くる如く、大きな慈悲善根の人現はれて、その徳を懐に持つ時は、配下の人々何日ともなく其至情に感ずるなり

小田原領内には已に日の如く輝ける尊徳の出現あり、更に月の如く光れる平太夫出でたるに由りて、今まで暗黒の底にありし村々、宛ら天明の空を見るが如く、一面に光輝の赫灼き渡れるを見き

一たん尊徳の詞に感じたる平太夫は、尊徳が村々を仕法するについて、及

ふだけの便宜を計りつ、部下の郡奉行代官に令して、救恤の義を明かにすべき旨を命じぬ、金銀米穀の貯へられたる限りは、自個責任の下に、悉く取り出して尊徳の前に提供しぬ

尊徳は是に由りて生命あり誠意あり規律あり同情ある仕法を爲初めぬ

彼は櫻町より數百兩の金子を取り寄せ、之を人足に擔がせて、例の綿服、例の草鞋、例の熱心をもて村々の救恤に手を着けたり

されど時は非なりき、天日は忽ちにして曇りぬ、領内の百姓飢饉に泣くはその君仁政を失ひたるが爲めなり、須く食を断ちて天に謝し百姓に謝し、先祖代々の靈魂に謝し、自ら飢ゑて死ぬべしと説きたる言、圖りなく加賀守殿御身の上となりて、世に二とあるまじき悲しき飛報は、突如として尊徳の耳を破りぬ、彼が總ての用意を調へて、救恤に手を着けんとする時、加賀守殿養生叶はせられず、御逝去あらせたりとの知らせは來りぬ

(三)

然たりき

尊徳は只夢かと驚きぬ、暫くは涙も出でず茫然たりき、暫くは詞も無く悔
兼て御病氣とは知りたれど、今日の今、悲しき飛報に接せんとは思ひも掛
けざりき、御領内仕法、七十二ヶ村の百姓に安堵の道を得させ、切て御病氣
中の鬱憤を懋め参らせんと期したる事も、あはれ水の泡と爲りて消えぬ、こ
れが御別れとなるものならましかば、當地下向の時、強ても御目通りを願ふ
べかりしを、重ね々惜きことしたり、重ね々脱漏たる事をしたり、と千
たび悔ひ又百度悔ひぬ

されど九原道遠し、世に招魂の道無きを何とかせん

加賀守殿の尊徳に於けるは、主従の關係といふよりも寧ろ父子の關係なり
き、尊徳が眞砂の中に交りてあるを探り出したるは此殿なり、尊徳が鋤鉞持
ちて成長せし手に、國政の一部を委ねられたるは此殿なり、磨かでも光る珠
ながら、その珠に研を當て、更に光を増させたるは此殿なり、此殿のお目
鑑なくば尊徳は向栢山村の一農民にてありたるかも知れじ、此殿の御信用無

くば、櫻町興復の事業を成し遂げずして止みたるかも知れじ、實に加賀守殿
は尊徳に對する太陽にして、又尊徳に對する水なりき、尊徳もし珠玉ならば
そを發見せる鐵主なり、尊徳もし寶刀ならばその鞘を脱きたる達識者なり、
此殿は尊徳をして百姓救済の神たらしむるのみならず、行くくは彼を採用
ひて、十一萬石の差配を委任せんと望みたまひき、この身老中筆頭たる職に
ある限り、次第々々に引き上げて遂には天下の大政にも參與せんお心あり
き

櫻町四万石を料理せし眞心は、やがて十一萬石の領内を料理し得べく、十
一萬石を料理し得たる手腕は、即て六十餘州をその熱烈なる誠意の下に、料
理鹽梅すべき技倆あるべし

加賀守殿は常に斯く信じたまふが故に、次第に低きより高きに引き上げた
まひぬ、太平久しく續きて、文學工藝武道美術何一つとして具備せざる物な
けれど、總ての階級を通じて最も缺けたるは道義なり、將た誠意なり、道義
無き學問は眞の學問にあらず、誠意なき武道は眞の武道にあらず、尊徳は渺

たる一農夫の出なれど、滿腔の熱誠は火の如く迸りて、天下浮薄の氣を燒き盡さんとす、彼は武道に於て足輕同心にも及ぶまじく、文學に於て聖堂の小便にだも如かざるべけれど、彼は武臣にも學者にも缺け易き誠實の氣を持てり、彼は今の世に最も缺けたる寶を藏ちぬ、彼は今の人々に最も疲弊せる眞を持ちぬ、彼は暗を照らす明星なり、風に散らんとする花を護る陽の光なり、彼の一人あるは幾百千人の家人あるに優れり、用ひざるべからず、用ひて天下浮華の氣を拂はざるべからず
加賀守殿はこの心をもて尊徳に對させぬ、尊徳を用ひさせぬ、尊徳を信じさせぬ

然るにその擁護者たる、加賀守殿は逝去させき

されど讀者よ、尊徳は天高く飛ぶ紙鳶にてはあらざりき、加賀守殿は尊徳の心を繋ぐ絲にてありしも、その絲の断れたる爲めに、地へ落つる如き空虚の人にてはあらざりき、加賀守殿假ひ綱にてあらんとも、その綱にて尊徳の或る意志を維ぎ居たりとも、尊徳の地位境遇を上下し居たりとも、尊徳は地

に立ちて仁義を叫ぶ麒麟なりき、雲表高く秀で、天に聳ゆる大山なりき、設しその綱は切るゝとも、彼の心は動かざりき、彼の誠は寂然不動なりき

「殿様お逝去なさせられた、あア殿様お逝去なさせられた」

平太夫は泣きぬ、長右衛門は泣きぬ、内膳は泣きぬ、三右衛門は泣きぬ、城の外も泣きぬ、城の内も泣きぬ、されど尊徳は泣かざりき、心に泣きて眼に泣かざりき

金次郎、何とせうの、殿様お逝去なさせられた、世は暗に包まれた」

平太夫は殆んど前後不覺なりき、前後不覺の如く爲りし平太夫よりも、涙一滴溢すことなき尊徳の胸の底は湧き返りぬ

「何とせうとて、逝去させし君侯の歸らす時をざりませぬ、君侯は逝去させても、忠義の道は廢りませぬ」

御嫡子齋岐守様は前に御逝去、今は御幼年の仙丸様後に加賀守忠懿殿在らするばかりぢや」と平太夫は悲しげに身を慄はせて「何とも心細い事ござるよ」

「御血脈は續かせてござります」と尊徳は大音に呼び掛け「お家は萬代、御家中御一統熱誠を注いで御奉公なさせられる時節は今ぢや」

「御領内には飢饉の風吹き荒んで、仕法救恤の道まだ立ち難ぬるに、その根本とあるべき君侯の御逝去に會ひ奉る、何とも手を下す處が無い」と平太夫、内膳、七郎左衛門、互に顔を見合せて、吐息の外に詞無かりき

尊徳口にこそ云はねど、心の中は多くの家中と、その憂を共にしたりき、多くの家中は知行に由て奉仕すれど、尊徳は真心に由りて奉仕しき、上より戴く扶持米は少けれど、君侯と尊徳との胸の底を往來する靈火は熱かりき、知行は代々世襲なれど、信任は一代限りなり、侯と尊徳との間を通ずる靈火は消えて、尊徳は一本立の身となりき、家人の愁嘆は深くとも心に安んずる處あり、尊徳の愁傷は深くして且つ頼みなかりき、他の人々が愁の雲に鎖される、よりも、より深く暗き雲に掩はれしが、尊徳の心は遂に世の闇を照らす陽の光たるを失はざりき
暫くして猛然と頭を擡げぬ、曇りて見えし、面の上に晴々と勇氣満ちて、再び馬を陣頭に進めんとする慨ありき

(四)

「嘆く時で無い、愁傷して時務を忘るゝ時で無い、何れもは何れもの奉ずべき道を奉じさせ、盡すべき道を盡しませ、私は私の爲すべき仕事に取り掛ります」

是尊徳の宣言なりき
「奉ずべき道とて……盡すべき道とて……」

重役家老は只徒に迷惑し嘆息するのみ、尊徳は聲を勵まして

「お家萬代の基礎を定むるは此處でござります、仙丸様を珠とするは、殿様の靈魂を還し奉るでござります」

重役家老は僅に頷きぬ

「まこと仙丸様はお家の大黒柱ぢや、珠玉と光らする御將來を見届け参らせねばならぬ」

「嗚呼私……」と尊徳は初めて目を展明いて「殿の靈魂に辯解ない事してござります、餘りの悲しさに侯の御委任を忘れやうとしてござります、殿は逝かせられても御委任は残つてある、殿は去らせても、お慈悲思召しは日の如く照り輝いてあります」

「御後の御作法、何事も決定を見ぬ間、其許は早や飢饉救助に向くぢやの」と平太夫は不審の體なり、尊徳は屹度して

「殿様御逝去、これが百姓の飢饉を救ふではござりませぬ、御遺命は御柩よりも重うござります、この嘆きに取り紛れて一刻の救護を怠るは、一刻の不忠を盡すでござります、一人の百姓を餓に殺すは、殿様千載の御嘆きを殘し奉つるでござります、私は今より救助の爲めに出掛けます、お家相續、幼君御輔佐、一家中の掟御定め、これは皆なあなた方御指當の事務、私は只百姓の窮を救ふ外ござりませぬ」

櫻町より供し來りたる百姓萬助は、尊徳の手金を容れたる箱を持ちて後に従ひぬ、尊徳は加賀守殿御志を頭に被、その菩提の種になるべき善行功德を

施さんとして、黒き雲棚引く小田原の城下を出でぬ、時は冬の初め、見ゆる限り野荒れ山荒れ川々荒れて、空しく枯れし稻田の上に三五羽の鴉の音、世の寂しさを鳴き盡す

尊徳はこの仕法に手を着ける時、村々窮民の狀態を視察して、一村を三階級に區別したりき、兎も角もその日を送り行ける者は無難、明日の糧は無ければ其日の食事に用意を缺かぬ者は中難、食ふに米無く、衣るに物無く、只餓死を待つばかりの者は極難、この三階段に由つて、それ／＼に仕法の道を立てたるなり

いかに貧乏するとも、窮民は乞食にあらず、徒に人の物を受くるをのみ歡ぶ筈無し、假し物を受くるを歡ぶとも、何等理由無くして救恤を濫にするは偶々遊惰放埒の民を養ふが如し、我は只一時を融通するのみ、報徳の資本をもて窮民に金を貸し付くるのみ、恩借ある者はそを返却せんとて業を勵む、業を勵む處自らに神の助けありて、その家、その村知らず識らずの間に富み榮え行く、業を勵みて利を得ることに面白みを覺えたる者は、假へ恩銀を返

濟し終るとも、何日しか習慣性となりて、借金はなくとも業を勵み行爲を正しくするなり、さらば目に見えぬ中に仕法は立ち行く、仕法の立つは基礎の定まるなり、基礎の定まりし村は、いつも鳥歌ひ花薫ず

(五)

「先生へ申し上げます、これは極難の者でございます、三日餘り一粒の物も戴きませぬ」

土地の名主庄屋は、尊徳巡廻の後に従ひて、一々説明の勞を行くなり見るから憫れなる住居なり、以前は人並に生計したりけん、家の構へは狹からねど、枯草、穢物彌が上に重りて、その上を鈍き日ちらくと照る、家の壁は落ち、庇の瓦は碎けて、家根の頽れより心なき雀の不思議らしくし覗く様物淋し、床板は薪木にやしけん一枚も残らず、竈の前には蜘蛛の巢白く、流し許には庖丁錆びて、四邊に煤を黒かりける、父にやあらん、瘦せやつれて現世の人とも見え分かぬが、古薦の上に横はりて、今や九死一生の境

と見えたる、その枕邊には飢饉にも酒れぬ井戸の水を椀、妻と見ゆる女、寒空に垢づきて單衣の敝れたるを一重纏ひて、膝の上に乳呑兒、南方に五歳と九歳あまりの子供抱へたるが、何れも眼は濕み、頬骨は立ちて、飢餓の苦しさを歴々見えぬ

「いかさま極難」と尊徳は側へ寄りて「家内は是だけか」と情ある聲にて問ふ

「外にまだ十三になる總領がござります」

「その兒は何うした」

「お慈悲あるお方のお情に絶ると申して、今朝早く小田原のお城下へ参つたのでござります」

「此間で他人の憐みを乞ふといふか」

「今日お情の露が無くば、一家一類飢死にする外ござりませぬ」

「飯を食はぬか」

「三日以來粥の重湯も啜りませぬ」

「それでは命が續かぬ喃、命は食にありぢや、食物が足りないでは世に立て働くことが爲らぬ、働くことが爲きいでは金銭の入る事が無い、第一筋肉に緩みを生ずる、輪の緩んだ桶からは水が漏り、筋肉の緩んだ人間からは活氣が去る、些少なから金子を貸して進ぜう」

「有難うござります」

枯木の如く横はりて、息も絶え〜に見えたる主人が、金を興うるとの聲を聞きて、むく〜と頭を掻げぬ、人の命を救ふ物は醫者にもあらず、薬にもあらず唯一枚の黄金なり、瘦せて骨と皮とに爲りたる手を出す

「こゝに銀子が三貫目ある、恵むのでない、貸して進げるのぢや」

「命の綱に有り付きます、恵の露に潤ひます、有難うござります」

「金さへあれば米が買はれる、米さへあれば命が繋がる、金で命を買ふことが能さる、その金を疎末にすると、又今の様な憂目に逢ふぞよ」

「これに懲りぬ事はござりませぬ、死ぬほどの目に會うて、金の有難さを知たのでござります」

「五年の間に返さつしやい、然し無利息ぢや」

「大恩のあるお金、身を粉に砕いてもお返し申します」

「村の役人衆」と尊徳は庄屋名主を見返つて「この通り銀子三貫文を貸し與へる、當人は身を粉に砕いても返済すると云ふが、極難困窮の者、萬一の事が付られぬ、其時は村一同の力を以て償却の道を立てるであらうの」

「お詞全ではござりませぬ」と庄屋は詞に力を入れて「本人辨濟爲り難ねる時は、村一統申し合せ、御恩金に傷を付けること致しませぬ」

「近々お殿様よりお救ひの物參るに由て、お身達一人も餓死させぬ、當分の食料、この銀子で急を凌ぐぢや」

「有難うござります」

銀子受けたる主人の手はわな〜栗ひぬ、主人は銀子受けたる手を高く捧げて、額を古薦の端にすり付け、詞は無くして溜々と泣き入りき、妻も涙は無き二人の子も、等しく兩掌を直と合せて、命の恩人を伏拝みぬ、青菜色せる皮膚の上に、一脈の血緩く巡りて、死より生に回りたる歡び、宛ら枯木の花を

着けたる如く見えき

尊徳は斯くして村々の戸を巡りぬ、駿河、伊豆、相模に互りて、大久保家の所領七十二ヶ村、尊徳の恵みを受けて死地に活路を得たる者、その數四萬三百九十餘人に及びき、四萬餘人の歡び聲は、即て霞と爲りて山々川々を彩り、やがて花となりて野、畑、田甫の上を飾りぬ、凡そ尊徳の至る處、草鞋の痕より春風吹き起りて、凍るが如くなりし人の血を温め、涸るゝが如くなりし人の涙を包まぬはあらざりき、されば領内の百姓尊徳を見ること神の如く佛の如く、尊徳を見ること地頭の如く、領主の如く、皆なその前に土下座して、高き姿を伏拜まぬはあらざりき



英版

廣備は養補の如し

儒者あり一日近村に行て大飲し、醉ふて路傍に臥し、醜態醜狀を極む。弟子某の是を見て教を受ることを肯んぜず、儒者憤りて翁に訴へて曰く、予が所行の不善云ふまでもなし、然れども予が教ふる所は聖人の書なり、予が行の不善を見て聖人の道を捨つるは理ならんや、君説諭して再び學に就せしめよと。翁曰く君憤ふること勿れ、我比喩を以て是を説かん、爰に米あり飯に炊て養補に入れんに、君之を食せんか、夫れ元清淨なる米飯に疑なし、且養補に入れしのみなり。然るに人は是を食する者なし、是を食するは只犬あるのみ。君が學文又是に同じ、元清淨なる聖人の學なれども君が養補の目より講説する故に予弟等聽かざる也、然らば則ち其聽かざるを無理なりと云ふを得んや
(翁の訓戒)

第六章

(一)

加賀守殿御逝去ありたれど、御遺命は炳として明かなりき、家老重役評議の上、先君御申し遺の主意に由り、野州櫻町再興百姓撫育の良法をもて、小田原御領内の村々人々に移し、永久安堵の基礎を定むべし、との命令を尊徳に下したりき、加賀守殿御主意はやがて尊徳の主意、加賀守殿精神はやがて尊徳の精神、尊徳の精神七十二ヶ村に瀰蔓充溢、春の如き温情、七十二ヶ村を貫く時、加賀守殿御靈魂は初めて草葉の蔭に打ち笑み給はん

大恩ある先君の遺命といふ、尊徳は水火の中にも入るべし、謹んで旨を領して後、きつと併居る家老重役に對しぬ、杉浦平太夫もありき、辻七郎左衛門もありき、加藤内膳もありき、吉野傳右衛門もありき、鞆飼三右衛門大久保武太夫服部與惣兵衛皆列座してありき
「御主意は承はりまする、先君御苦心の要、又この仕法の一塚にあつたでござ

ざりませぬ、御重役衆悉く御列座、私改めて御訊ねの事ござります」

「何事ぢや」とまづ問ふは加藤内膳なり

「皆様は御當家今日の有様、何様御心得ござりまするな、之を一年の四季に比べて、何様の時節と御考へござりまする喃」

「されば喃、先君御逝去、仙丸様御家督間も無い、殊には御領内疲弊、飢饉の風間なく吹きすさび、まづ冬ともあらうか」

得意顔に云ふは辻七郎左衛門なり

「いや」と尊徳は一膝進みて「冬は後の春となる氣の萌し在りませぬ、なれど御當家只今の御有様、現在のみあらせて將來心細う冬の節は斯様な状態とも覺えませぬ」

「お身の見込み、何んとある」

「私愚存、只今を秋冷荒涼の節と見ます、秋は春夏に生じた樹々、饑に穰る時でござります、一年の中では秋の晩ほど豊で富貴な時はござりませぬ、故に老たるも若きも、後日の艱難苦勞を思はず、目前に穰る米の色好きを見

て、奢侈を専とするでござります、奢侈に續ぐ者は難澁、難澁に續ぐ物は飢渴、米の穰は一年に一度より無く、奢侈の習ひは四時盡きる時も無く循環するでござります、秋の穰を目に見た時、堅く心の紐を締めて、儉約質素を念とすれば、迎へても貧乏神は参りませぬ」

「さうは有らう、ぢやが其處は人情、有る物は費ひたいものでのう」と内膳は再び云ふ

「こりや百姓ばかりではござりませぬ、御家中歴々のお方でも、その日の生活に苦しませた例ござります、が只今では然るお方も無く、まづ御有福にあらせられる、けれど御家中御有福にあらせられるだけ、村々百姓は困窮の淵に陥つてござりまするぞ、それを何故と仰せられ、御家中お臺所は百姓の膏を炊せられるでござります、御家人の皆様召させられるお衣服は、百姓の血で染められてござります、二十年三十年前の御年貢と、只今の御年貢と變ることとはござりませぬか喃、百姓の收入が減つて御家中の御得分が増えて居ることござりませぬかな、恐れながら御遠慮なく申し上げる、あなた方は根のな

い水草の枝に咲く花を、摘むやうな事を爲させてはござりませぬか喃」と鏡の如き眼に一座を見廻して「上を損じ下を益するは、立國の大本でござりませぬぞ、今の御領内御様子、これが逆にあるでござりませぬか」
傲しく着けたる繼社祓は、強き風に吹きまくられる如く搖ぎぬ、然も一座は閑として聲なかりき

「基礎の無い所に家は建ちませぬ、本の立たぬ村々に仕法付ける事は能きませぬ、先君様無比の仁心を以て、國民に臨みたまひたれど、尙水の漏る隙あつたでござります、殊さら御當主君御幼少、御輔佐の重役衆、御側にあらせられても、この大業を擧げたまふこと、難しくはあるまいかと心得ます、難きを知つてお引き受け申し上げるは、只管先君御遺命を重んずるからの事、此儀は御一統御腹中に御承知置きを願ひ上げるでござります」
木綿爽衣に袖小紋の羽織、式ばかりの袴着けたる男は、泰然として山の如く重かりき

「それでは困る」と平太夫は上座から聲掛け「村々仕法はお前の心に覺えある筈ぢや、野州櫻町御領内に施した事、當御領内に施せぬ法は無、確乎頼む」

「序にお話し申し上げ置きます、野州衰亡の三ヶ村興復の事承はつた時、何事を捨て置き、まづ宇津家の御入費千五百苞を定めて、これを一年の分度と致したでござります、例へ廢地を拓き、新田を起し、之により何程の收入ござりませうとも、夫は分外、種る限りを興復仕法の費に充てたでござります、四千苞の御高も百姓疲弊の爲めに減じて、實收は二千苞にも足りませぬ、その中より又五百苞を殺いで千五百苞を、一年の分度と致すこと、宇津家上下に置かせられて、如何ほど御難澁かも知れませぬ、なれど上には賢君、下には忠烈無比の御家人衆在らせられて、よくこの艱難に堪へさせられたでござります、忍耐克く艱難に堪へる、お家の基礎これで定ります、基礎定ま

れば大本立ち、大本定れば仕法自ら確立する、これは私他々お大名衆御領内の興隆を計る第一の手段とさりまする」

「爾うでもあらう、ぢやが家中々に家風もある、又國々に國風もある、一概にも申されぬ、其處は其許の才覚をもて、何とも興隆の道を立て、夫々仕法を定め呉る、ぢや、我等一統が申すで無く、先君御遺言、其許を深く御信用あらせられて、この大任を御委ねぢや、平に力添を頼む」と平太夫は更に云ふ

「只これだけを申し上げます、いかな名譽の大工棟梁でも、基礎なくて家を建てる者はござりませぬ、如何な聖人君子でも、米粟金銀の用意無くて、民の飢渴を救ふ者はござりませぬ、私元來が不調法漢、聖人君子ではござりませぬ、櫻町四千石の衰頹を救ふにも、十幾年來苦辛に苦辛を重ねたでござります、況してこれは十一萬石の御領内、息のある中に仕途げる事能きまするか何うか、確とお受け申すこと為りませぬ」

「夫では困るで無いか、空中に文字を書いて、人に示すことは為らぬ、其許

も意地が悪いのう」と傳五右衛門は怨み聲なり

「あなた方仰せ付けを承はり、御領内の仕法取り定めてお目に掛けます、その代り、私申し上げる事お探り用ひとござりまする喃」

「何ぢやらうな、まづ云うて見」と三右衛門はきつとして云ふ

「近く十年のお収入を平均し、その中を取つて、當分の分度を定めさせるのでござりまする」

「十年間の年貢を平均して、その中からお入用を定めと云ふのか」と平太夫は復た問ひぬ

「いかに」と尊徳は底力のある聲を出し「その分度に由て、入るを計り、出るを制し、上下一致して儉約を守らせるのでござります、すれば自然御家中御身に餘裕を生ずる、この餘裕が萬民の助けに爲ります、仁徳の本に爲ります、御領内興隆の本源に爲ります、本源確と立てば目今の仕法は行はれずとも、後々仕法を成し遂ぐる基礎と爲ります、その本立たずして、徒に仕法々々と申し立つるは、偶々百姓を惑するに當ります、分度一たび立てば

御領内に大仁行はれ、分度一たび齎るれば、十一萬石御所領の名ばかりあつて、其實は亡國廢地の悲みを見せられる、只今の處分度を立て、これを守ることが能きぬが、只領内の困窮のみを救へとの御主意ござりませぬれば、假へ先君御遺命は重くとも、御辭退申し上げる外ござりませぬ」

尊徳の議論に接する者は、宛ら大石をもて頭上を壓せらるゝ如き感ありき、席上には江戸家老國家老、重役物頭、凡そ一番の要地にある者、皆な集りき、多くの重役中、一二人の大義を辨へる者あるは云ふまでも無し、鞆三右衛門杉浦平太夫大久保武太夫など多少事理を解する者は、深く尊徳の所議に感したれど、當時の士風は只華美にありき、當時の士風は町人に借金しても外見を飾らんとの魂性なりき、地は鉛にても銀色せる鍔小柄を持ちたしと願へる者なりき

されば假し一二人の同意者ありとも、上を損じて下々に利益爲との動議に賛成すべき者ある筈無し、顔を見合せて暫くは詞無く見えしが、中に傳内は心利きたる者なり、萬一分度行ひ難しと云は、尊徳必ず命を受けまじ、尊

徳もし命を受けずば、先君御遺命も反古とならん、御遺言を反古にするは、臣下たる我々の忍び難き所、これには策なかるべからず、これには一言の芝居無かるべからず、彼は斯く思案しつゝ、膝を進めぬ

「其許の詞よく分つた、分度無くして仕法の有る筈は無い、夫は私も存じ居る、ぢやが仙丸様御家督、夫や是やに御用あつて、頼に評議も決し難ぬ、由つて其許はまづ小田原御領地へ歸り、徐々手を着けて呉れまいか、近い中には御家老衆とも相談、さつと本源を定めて見せる」

「砂地へ稻を蒔く事は爲させぬ、假し蒔いても穰りませぬ、分度定まらぬ地へ仕法の手を着けることはなりませぬ、假し着けても何んの效ござりませぬ、御領内村々は先日巡回、それゝ急場の道を立て置いてござります、二月三月後れでも飢餓に薄る事ござりませぬ」

「爾うはあらうが、善は急げぢや、勿々頼む」と傳内は頻に迫りぬ、傳内の尾に付いて、他の家老重役も頻りに迫りぬ

尊徳の眼光は炬火よりも明し、傳内その他重役の心中を賭透さるるにあら

ねど、先君御遺命に背く様なければ、遂に決然として身を起しぬ
「さらばせう二ヶ村へ手を着けます、その中に篤と御評議、ぢやが渴に瘧
れんとする者の口へは、一刻も早く水をお與へあらせられるが専用でござり
ます」

これ江戸上屋敷大廣間に於て開かれたる重役會議の席上なりき、天保九年
尊徳五十二歳の初夏なりき

(三)

「二宮先生再び仕法にお越しなさるぞや」との歎び聲は、小田原領内到處
に響き渡りぬ、七十二ヶ村の百姓町人は、三尊佛の來迎を待つが如くにして
尊徳の來着を待ちぬ

尊徳が手を着けたるは、小田原近在の二ヶ村に止まりき、されどその百姓
の大部分は、前の年尊徳の手に由りて、飢渴を免かれたる者のみなれば、尊
徳の云ふ處一として行はれざるも無く、尊徳の行ふ處一として用ひられざる

もなかりき、手を着けたるは二ヶ村の仕法に止まりたれど、風を望むで教へ
を聞かんとする者は、五里十里二十里を遠しとせず、蟻の甘きに就くが如く
集り來りて、皆なその膝下に匍匐ひぬ、宛ら赤兒の父母に於ける觀ありき
僅一二ヶ村に行はれたる尊徳の仕法は、日の大空に輝く如く七十ヶ村を遍
照したりき、一二ヶ村に布きたる仕法は、春の風の次第に吹きて、花の蕾を
破り行くが如く七十ヶ村の人心を啓發し行けりき、實に徳の恵みは日の如く
温かに、一たび觸れて懐みに感ぜぬはあらざりき

やがてその年の夏も過ぎ秋も暮れて、目に見ゆる限り裏淋しき冬の初めと
なりたれど、重役の評議は尙決する所あらざりき、尊徳は嚴に催促の詞を齎
して、鞆飼三右衛門の屋敷を訪ひぬ、三右衛門報徳役所の役人として小田原
へ來り居れるなり、折柄座に郡奉行の目下部春右衛門もありき

「私から催促する事でも無いが、仕法の本源まだお定りござらぬか喃」

「何とも懺愧至極に存する、まだお定り無いでござるよ」

「加藤内膳殿、お約束の事もあるが、皆な反古に爲させと見ゆる」

「兎角人数が多いので、重役衆も心々での」と三右衛門も頭を掻いて「これには困る」

「貴殿お困りよりは、私困難が深うござるぞ」と尊徳は熱心を表に現はして「國家の大本お定め無うては、仁政を行はする根本が無い、仁の本立たずして、民百姓に恵みを垂れさする道の無いは、恰度井戸を穿らずして灌漑の水を分たうと爲させられると同義、爲るまじい事ぢや、その爲るまじい事を任せ置いて、便々と日を送らす事、私は頓と合點參らぬ」

「拙者まだ初耳ぢやが、國家大本とは何の事でござるかの」と春右衛門は問ひ掛けぬ

「分度御立てさせを申すのぢや、お上分度を立てさせられいで、民百姓を御仕法わらす事は、重役衆に仁心が無いからでござるわ」

「分度とは儉約の御主意ぢやの」

「分を守り、度を節して、只管儉約を爲させられる事ぢや、お上重役衆御儉約、下々御憐みわらすれば、百姓みな仁徳に感激して、一圖に力を稼穡に盡

し、少しでも御年貢を除分に參らせて、御恩に報い奉らうとする、これは諒朴な人情、溪川の水、滾々として盡さず、長へに清しき音を立つると同じぢや、然し清しい谷の水も、源に濁りあつては澄まぬ、諒朴な人情も、それを教ゆるお上御仁心が届かないでは發揮とせぬ、其本立たずして其末の立つ筈無ければ、まづ大本を定められるが第一ぢや」

「いかにも喃」と春右衛門は尊徳の詞を味ひつゝ、「賴阿姓、何とか仕法ござらぬか」

「私も疲るゝ、上に在る重役共は食に飽いて、下々にのみ儉約の主意をすゝめる、こりや飢ゑたる者に食を與へるでは無うて、百姓の手に在る物を役人の手へ奪らうとするのぢや、爲らぬ事喃」

「私も先君御主意を奉じて、二十年來安民興隆の道を盡し參つて、今さら本の立たぬ地に仕法を下し、百姓を苦しめるのは本意でござらぬ、貴殿お見込み、この一擧、急に御決議ござらうかの」

「何とも云はれぬ」と三右衛門は打案じて「濁つた池の底にある物と、數あ

る重役衆腹の中とは、量る事が能きぬで嘯

「すると此評議、能き難ぬるでござらうな」

「私の口からは云はれぬ、御家老の筆頭なれば、杉浦殿へ問ふてたもれ」

「問ふまでは無、貴殿お心にお解りの無い事、杉浦殿にお分りのある筈は

無い、私の苦むは本源に力を盡さずして、百姓にのみ心を用ゆるは、仁を行

はんとして却て聚斂に陥る事ぢや、見込無ければ私は歸る」

「然し左様に仰せられては……」

「さらば貴殿一身に引き受けて、お上本源をお立てさせられるか」

「私の方には及ばぬ、私は御存じの如、只その員に列るといふばかりぢや」

「では當所にある甲斐も無い、私は櫻町に家がある」

「然し先君御遺命もある事、今それを反古に爲されては……」と三右衛門は

力を入れて「まづ待たせられ、貴殿御所思、杉浦殿へ申し傳へる」

「先君靈魂、私の心をよく御存じぢや、さらばでござる」

尊徳は袖を拂つて立ちぬ、後には炭の香、後には吐息、春右衛門は詞も無

く惘れ顔なり

(四)

尊徳は一僕をも伴はず、例の木綿縞の布子に、羽織だも着ず、ぼく／＼歩

みて武家町の淋しきを歸り来る、土臺無き地盤の上に、家を建つる恐さをつ

く／＼見極めて、今日を限り小田原領内を立ち去らんと志すなり

只見る、練塀は頽れて、その間に枯草離々たり、塀に續ける竹の垣根蕭然

として、一もとの殘菊空しく蒸り、名も知らぬ渡り鳥、落葉せる樹末は鳴き

て、羽音淋しく東西する、尊徳思はず歩を止めて見れば、深く鎖したる門扉

の紋所三柏は三幣彈正の屋敷なり

三幣彈正は曾て小田原の藩中に一人ありて二人無き才士と呼ばれたる男な

りき、外には匹儔あるまじと噂されたる勇者なりき、曾て先君の信任を得て、

物頭を勤めたる事もありき、尊徳が櫻町與復の任を受けたる時、この副役と

して適當なるは、御家中多しと雖も彈正の外あるまじと推挙して、共々野州

へ赴きたる事もありき、一時は貧富苦樂を共にせんと誓ひたる事もありき、二三年は櫻町の陣屋に起臥して、同じ鍋の物を食ひ合ひたる事もありき、然も今、我の境遇は此の如くにして、彼の地位自分は此の如し、訪ね見んと思ひたれば、角門よりずつと入り、人の跡は無く、唯青き苔の蔓れる敷石を踏みて、蜘蛛の巣荒れたる玄關の前に突起ちぬ

「頼も、頼も」

その聲破鐘の如く響く

やがて「ぞ」と答へて立ち出でたるは當人なりき、暫時見ぬ間に面窶れして、抜き上げたる額に白き鬚疎なり

「二宮姓か」

「三幣殿と見る、變つたの」

「この姿、見る形もない」と流石懐しげに「まづ上らせ、久しう逢はぬ」

「御門前を通り掛り、これと用は無いが尋ねて来た、昔馴染は好い物ぢや、まづ恕させ」

「さ、此方へ……不意の事、取り散らけて面目も無い」と彈正は前に立ちき、客間の疊も久しく仕替へぬか黒う煤けたり、折柄初冬、障子の破れよりは北風物淋しう音立て、ひゆうくと吹き入る間に、陶製火鉢唯一つ置きて、然も其中に紅き火は小さかりき、尊徳と彈正とはさし對ひに爲りて坐る、二十年前には尊徳栢山の百姓にして、彈正は一番の重臣なりき、櫻町興復の役義疎りし時、尊徳はその責任者にして彈正は副役なれど、身分には甚しき高下ありき、されど今は尊徳の姿のみ大きく見えて、彈正の身體は小さく見えぬ、尊徳は日にして彈正は星の如し、尊徳は牡丹の花にして彈正は蓮花草の花なりき

「彈正殿、昔を御記憶か」

「忘れは致さぬ」

「貴公最初の約束を反古にして、年寄役にお就きぢやつたの」

「實に面目無い、君命辭するに辭無く、つい貴殿のお約束に背いてござる、然し今は此姿ぢや、貴殿相變らず御名譽でござるのう」

「いかに君命でも、一たんの約束は反古にせね筈であつた、櫻町で艱難するよりは、侯のお側で樂をするが優ぢやでう」

「ともござらぬが、全く止むを得ぬ事情、これは切に御推量おらせられ」

「然し十年の艱難は今の私を生み、一朝の榮華は今の三幣殿を作る、お分りか」

「面目次第もない、我等才に走つて徳を忘れた、約束より重い物あるまじきを君命とあるに忘れて除けた、今後悔する」

「私は貴殿年寄役に爲らせと聞いて、側に居た者に云ふた、私は殿様にもお約束がある、今さら彈正をお呼び戻しになるは、私の力に堪へぬ物を持たせながら、其上又片腕を切らせられるも同然ぢや、なれど君命は止むを得ぬ、常人の彈正、一片の信義おらば、私に一應の挨拶もある筈ぢやに、其事は無く、苦界より樂地へ従いて、唯目前の幸福に酔うてある、信義のない武士が君に忠節のある筈は無い、忠節の無い武士が終りを全うする謂れも無い、彈正の將來、氣の毒な物ぢやとの……」

彈正は羞明げに垂頭れぬ、その恩を嘲る如き禽の聲は、荒れたる庭の彼方に聞こゆ

(五)

「年寄役に爲らせてからの貴殿、殊の外君侯の御寵愛を得させた氣喩、従いて又貴殿勢ひは一家中を震ひ驚かせたといふのう」

「時ほどでも無い、唯君命を奉じて、國政の一端を行ふたまでござるわ」

「随分諸家からの進物もあつた氣ぢや、菓子箱の捨て場が無うて、風呂を焼かれたと申すで無いか」

「様々の事御存じ、いやも虹梁鴛瓦、一場の夢でござるよ」

「随分奢侈にも耽らせれた氣、その裏が今參つたのう」

彈正は額に汗の浸潤出づるを知らざりき、符徳は彼の罪科を抉る如き口調にて、少しの猶豫も無く云ひ續けぬ

「何日であつたか喩、貴殿飛ぶ鳥も落つる勢ひで、江戸お屋敷に在らせれた時、

お目に掛つたことあつたのう」

「確に覚えぬ、然し逢ふたには違ひなら」

「彼時の事御記憶か」

「悉く忘却、然し……」と手を拍て「平に恕させ、死屍に鞭を當てるは、慈

悲ある者の爲ぬ事ぢや」

「死骸では無い、貴殿まだ息がある」と尊徳は少しも緩めず「私は彼時苦い意
見を申してござるよ、ちと云ひ難い様でもあつたが、貴公今の權勢は恰度風
の下の煙火ぢや、明うともすぐ消ゆる、その光りを未長く持ち堪ゆるには、
一身を抛つて忠義の道を盡すにある、欲心を断て險約をお守り召さ、諸人よ
りの音物は皆な斥け、他よりは前に艱難辛苦を嘗めさせ、廉潔正直を則とし
て上下の爲に力を盡し召さ、すれば君の御信用は彌よ加はり、一家中の上下
必ずその徳を慕ふに至ると……」

「覺えて居る〜」と彈正は額を撫で「何とも恐縮、その頃は善い言を聴く
耳が聳てあつた」

「少しもお聞き入れなかつた、貴殿は身に行ふよりも口に敏いお方であつた、
私は是非なく一首の歌を残して來た、御記憶か」

「木枯に吹き残されし柏葉の春の雨夜を争で凌がんと云ふのでござつた、
このお歌にも教訓がある、然し私は心付かであつた、今思ふと、當時の私の
身は高く天へ着いて居つたよ、何日か一度は真逆に落ちる運命を持つて居た
よ」

「その後十日経たぬ中に、貴殿のお役は御免となつた、同時に長の間のお忠節
も水の泡となつた、何とも惜しい事」

「その時も第一にお見舞ひ下されたは貴公でござつた、御恩は一生涯忘れぬ」

「お見舞ひ申したのでは無い、貴殿後悔なされてあるか何うか、様子を見に
參つたのぢや、御譜代御家中、殊に才氣も優れてある、年來の知音、一度は
御救ひ申さうと存じてぢや」

「私は彼時ほど慰しう思ふた事をさらぬ、然し貴殿お注意を用ひず、遂に役
義から滑り落ちたを愧づる心も少しはござつた」

「後悔の詞も聞いた、然し真心からの後悔では無かつたの、真心からの後悔には思慮の聲など交らぬ者ぢや」

「君の御寵愛を恃みにして、一身の誠心を恃まであつたが、拙者一代の過失をさつた」

「其處で私は、一身の爲にお勤めであつたか、又は御主君の爲めにお勤めであつたか、それをお尋ね申して見た、御記憶か」

「異なお尋ねと存じて、我等心中を申し上げた、假にも武士と名の付く者、君の爲めに忠義を盡さぬ者はござらぬ」

「私は又重ねて尋ねた、此度の退役、貴殿お身に過失あつたか、又は君のお目鑑違ひござつたかと……御記憶ござらう」

「原より記憶、過失は此方にある、君を恨む事毫も無いと……」

「由て私は切にお勧め申して置いた、自分過失と御存じあらば、何故お説を爲させられぬ、お説の道は外でもない、在職中の驕奢を禁じて、所持の金銀財寶は云ふに及ばず、器物衣服を貧窮人の前に出し、身一になつて小田原に

歸らせられ、すれば君必ず憐ませ、人必ず其徳を稱し、再び御上御用に立つ時有らせうにと、くれぐれも申し上げたを貴殿一向お採り用ひあらせられであつた」

「何とも御恥しい、彼時貴殿御芳志を反古にして、家財諸道具悉くを駄馬に積み、拙者は馬、妻子は烈に乗つて、揚々當地へ歸つてござつた、お役義は召し上げられ、お役料には放れても、口ばかりは榮耀に馴れて、只管驕奢を事と致した、その應報忽ち來つて、次第々に活路を失ひ、借財の爲めに諸道具は取り去られる、貧乏は迫つて參る、只今は此始末、後悔が一日晩れて、遂に百年の苦を殘した、何とも無念至極でござる」

昔の態度は無く、憐れにも瘦の見える頬の上へ、ほとりくと悔の涙は落ち

「驕奢の罰は恐しいものぢやの、音物の財は身に付かぬものと見ゆるの、然し貴殿仕損じはやがて子々孫々の鑑となる、徒には爲るまい、やがて時節を待たせられ」

尊徳は此の懺悔の老武士に深く同情、深き慰藉の詞を殘して、飄然と野州に歸りき、彈正が年寄役として時めき榮えたる時、日ごとに来りて媚を送りせたる人は影を見せず、安民興復の事業成らんとして成らず、只一人煩悶苦痛せるを見捨てたる尊徳來りて、この寂寥頼る方無き心を慰めたるなれば彈正は尊徳の琵琶の、門外に聞こえずなるまで聞き送りて、嬉しきとも付かず悲しきとも付かず、又懐しきにもあらぬ不覺の涙にくれて、物狂はしきまで淋しき夕の様に立ちぬ

(六)

「先生お助け下さりませ、どうぞ私共を、助け下さりませ」
口々に哀みを云ふ百姓は、數人もしくは十數人群を作りて、日ごとに小田原領内より櫻町陣屋へ押し掛け、尊徳の前に平伏して、尊徳教へを聞かんとするなり、實に尊徳と小田原領民との關係は赤兒の慈母に於けりよりも深かりき、松の幹に縋り廻りて、僅に由緒の花を見する藤の枝に似てもありき

されど尊徳は承知の色無かりき
「先生お歸りになつてからは、小田原の領内奥の暗でござります、もう一度御入來、暗を照らす燈火と爲らせませ、先生お袖に縫るで無くば、私共一命は立ちませぬ」

此日陣屋の門前に來りて、涙ながら頼み云ふは相州竹松村の里正幸内なり、その後には下新田村の小八も從ひぬ、近郷近在の名主肝煎も從ひぬ、尊徳の徳に懐きて、尊徳の教へを乞はんとする多くの百姓悉く從ひぬ

尊徳は此等百姓を愛すること宛ら我子を愛する如くなりき、平生衣のまゝ、それへ出て

「遠方を又來たか」と莞爾笑ひ聲にて云ふ

「先生お助けを受けに參つたのでござります、先生のお心を身の光りと、淋しい世を賑かに送りたいと心得ます」

「折角ぢやが小田原領内へは參れぬ、小田原領内には私の身を容れる家が無い、家のない處へ夜着蒲團を持參しても、思ふやうに夢は結べぬ」

「左様な事はござりませぬ、先生御辛抱下されば私の家もござります」と幸内は懐しさに視上げて「私方お否なれば下新田村に小八の家もござります」「いや、私の云ふのはその家で無い、小田原のお役人衆、儉約仕法の基礎を立てさせられぬ、家は儉約、夜着蒲團は私の仕法、仕法ばかりあつても、肝腎の分度儉約が立たいでは何も爲らぬ」

「情無いお役人衆でござりまするな、自分達目前の不自由を忍ぶこと爲らいで、その爲めに十一萬石の下々を暗黒に爲されます」

「然し上をお恨み申しては爲らぬ、お上は何うあらうとも、お前達の心にさへ分度が立てば、自然に村が繁昌する」

「仕法を心得ませいで、手の付けやうがござりませぬ、路の無い山坂を歩くには、確とした案内者が入用でござります」

「と云うて家の無い處へ、蒲團摺いでは行かれぬ、折角の志、此まゝにも通されぬ、土産に一つ話をしやうの」

「先生のお話は空腹い時の米の飯でござります」と幸内は縫り付く如に「お助けを願ひます、切ては先生お心のお供をして、村の仕法の本意に致したいと心得ます」

「さらば聞くが、お身達は何を綱と身を繋いで、立派に仕法を立てうとする喃」

「先生の教に従ひます、先生の教へに従つて、一圖に勉強、一圖に儉約、この二箇條を心の綱と働きます」

「好い心掛け、費を省いて事に勉める、すれば否と思つても富み榮える、ぢやが物は權衡が第一、何程勉強しても、何程儉約しても、節季の拂ひに差し支へる様では、勉強が勉強に爲らず、儉約が儉約に爲らぬぢやよ、先ずれば人を制し、後るゝれば人に制せられると、古の聖は云うて居るが、是は善惡可否、世渡の總に用ひられる、同じ儉約も先ずれば用に立ち、後れては益に立たぬ、只儉約すれば好いと思つて、その心掛けをするばかりでは何も爲らぬ、譬へばこゝに千兩の身代があつて、それが九百兩に減つたと爲、すると先一ヶ年は他から借りて不足の百兩に補ひを付け、以前の千兩の生活を立て

る故、次の年には八百兩に減つて来る、これでは爲らぬと喫驚して、初めて儉約に志し、千兩では持たぬからとて九百兩の生活をするのは好いが、次の年は身代が又減つて七百兩に爲る、其處で又儉約して八百兩の生活を爲る、そんな様子で年々儉約をする中に、千兩の身代が元も粉も無くなつて了ふ、これを名けて儉約貧乏と云ふのぢやよ

「全く不運でござりまするな」と小八は堪へ難ねて云ふ

「いや〜」と尊徳は頭を掉て「これは不運と云ふのぢやない、儉約に後れて借金に制せられたのぢや」

「すると何うすれば好いのでござります」と幸内は又訊ねる

「要り儉約を前にして借金を制するのぢや、千兩の身代が九百兩に減つた時は、速に八百兩に引き去つて七百兩の生活を立てるのぢや、八百兩に減つた時は七、百兩に引き去つて六百兩の生活をするのぢや、すれば自然と傷が癒えて、以前の千兩の身代に復する、塵物の生きた時、少しも早く切開すれば早く全快すると同じ理ぢや、分つたか」

一事を語り終る毎に「分つたか」と念を押して、恐しきまでも光る眼に、人々を見廻すが翁の癖なりき、一同は只垂頭れて聞く

(七)

「分つたら次の條に轉る」と尊徳は又言葉を改めぬ、鈍き日影は人々の脊を照らして、瀬戸の枯木に鴉の鳴く音物淋し

「有難うござります」と人々は異口同音

「さて國や村や人の家やが衰へるのは、決して飢饉凶歳の爲めで無い、水害風損の爲めで無い、要は人々が利欲を争ふからぢや、金持は飽くことを知らいで、有るが上にも金銀を貯へやうとする、己が勝手の事ばかりを云ひ立てて、天恩も報はねば國恩も辨へず、慈悲善根など云ふことは徹處もせぬ、それには神様お恵みのあらう筈はない、情無い草木さへ、大きく繁つたのは蔭を作つて、小さい草木の護りをする、況して人——苟にも人間に生を得たもの、自分ばかりの幸福を願つて、他の爲めを思はぬやうで、下々の立ち行く事が

無い、立ち行く事が無いゆゑ、貧い者も上を見習ふ、同じやうに金銀を貯へ様とするが、格好の手段を見付からぬゆゑ、村の年貢を上納せぬ、小作米の得を出さぬ、中に心掛けの悪い者は、借りた物を返却せぬ、人を突き飛ばしても手にある物を奪らうとする、其處で人氣が荒む、人氣が荒めば田畑が荒む、田畑が荒んで百姓の立ち行く筈は無いか、次第に村が衰へる、神様を願ふばかりで金持に爲れる理も無く、利を争ふばかりで富貴の得られさうな道理も無い、遂には見込が外れて身代限といふ大河へどぼんと沈む、世の中にこの河程恐ろしい河は無いが、それでも最初から用意して掛ると、溺れ死ぬ程にも無く、どうか斯うか浮み出る事もあり、又前頭の岸へ泳ぎつく事も能さる、けれど覺悟が無うて陥つたものは、一生浮み出る事も爲さず身を終る、私の教へは覺悟も無く用意も無く、恐ろしい大河へ沈むことの無いやうにと骨を折るのぢや、お前方もその心で日頃の用心をせねばならぬ、貯めやうと思つて貯める金には無理が從くが、一生懸命働く爲めに貯める金は自然に光る、それで私は常に云ふ、天下國家眞の利益は利の少い處にある、利の多いは眞

の利益で無い、家の爲め、國の爲め利を起す者は、よく此道理を辨へいと、「御有理でござります」と誰云ふとも知れぬ聲は聞えぬ、尊徳の教は詞卑く百姓共の腹の底に沁ませ、意高く手を持ちて彼等を難澁疑惑の底より引き上げるなり

「もう一つ話をする、お前達が家の四方に大木を植ゑ、水の強い川の堤に牛棹蛇籠を設け、海岸に亂杭柵を掛ける、これは必竟何んの爲めぢや、何日來るとも知れぬ暴風雨の備へでないか、三年に一度來るか、五年に一度來るか、十年二十年に一度來るか來ぬかも知れぬ防禦の爲めに、金を掛けて修理するではないか、然し暴風雨は天にあるばかりで無く、人間にも必ずある、天の暴風雨を恐れて、家の周圍に大木を植ゑる者は、人間の暴風雨を防ぐ爲めに、相應の用意をせねばならぬ」

「人間にも雨風がござりまするか」と幸内は驚き聲に云ふ
 「ある段では無い、早い話が前年飢饉の時、大磯の宿、烏山の城下、その他の土地々々に起つた亂民、彼は皆な人間の暴風雨でないか、土地の暴風雨で

無いか

「成るほど御有理でござります」

「天の暴風雨は大きい樹、高い樹に強う當り、人間の暴風雨は大きい家、富み榮えた家に強う當る、それで土地の家家は人一倍防禦を嚴うせねば為らぬ」

「その防禦は何うすれば好いのでござります」

「平日心掛けて金銀米穀を餘計に貯へ、凶歳飢饉非常の時は、惜氣もなく施與するのぢや、すればその慈悲が心で防ぎになる」

「貯蓄の金銀も身代に應じて、分限があるでござりませう」

「何事にも分限はある、まづ第一等の親類一軒の交際に要るだけを、年々別途に貯へ置くぢや」

「夫も皆な慈悲善根でござりませうな」

「いや、慈悲ではない、眞の防禦ぢや、譬へば雨天の時、傘をさし箆を着るに同じぢや、只濡れぬ用心と云ふに止まる、分つたか」

(八)

小田原領内より野州櫻町まで、三十里に餘る道程を遠しとせず、尊徳の教へを受けんとて来る者は、必ず雲を排いて出づる月の光りを見る如く、心清く、思ひ澄して、胸に一點の曇り無く、身軽くなりて歸り行くが例なりき、斯くして彼等農民は、その家に法を立て、其村に道を行ひて、衰殘頹廢の境を出で、興復隆盛の域に進むが故、尊徳は櫻町に歸りたれど、その精神は長く小田原領内の其處此處に通ひて、風化自然の徳を敷く、實に偉人の一言は、この響き巨鐘の鳴るが如く傳はりて、幾千百里の村々浦々まで高く清く大きなる音を送るなりき

「先生へ申し上げる」

執次の百姓は尊徳の前に出でぬ、折柄多くの門人見習生を集めて、報徳の講義を爲し居たる尊徳は、禽獸も懐くべき優しき目に見返りて

「何わ」

「小田原からお客來ござります」

「又百姓共參つたか」

「今日は百姓衆でござりませぬ、立派なお武家様でござります」

「はて、誰ぢやある」

「脇山喜藤太様御存じでござりまするか」

脇山喜藤太は小田原の家人、これと役付は無けれど歴としたる武士なり

「存じてある、參つたか」

「先生へお願いの筋あるやに仰せられて、お玄關にお待たせござります」

「是へと申せ、すぐお目に掛る」

喜藤太は執次に案内せられて、尊徳の前へ出で來りぬ、極めて氣軽く、極

めて淡泊なる人なりき

「その後は不沙汰、異ることも無いが、今日は貴公に頼みあつて、態々參つ

た」

「遠方御苦勞でござります」と莞爾笑ひながら「お伴侶の方でござりませぬか」

「一人ある、貴公存じか」

「大體推察、而て何れにお越しござりまする喃」

「次の間に待たせてある」

「是へ招かせては何うでござります」

「その以前に頼みがある」と喜藤太は膝を進め「伴侶の名も存じて居やらう」

「推察してござります」

「誰ぢやと思ふ」

「三幣彈正殿でござりませぬか」

「こりや不思議、正しう適中、實はその彈正殿事について、貴公に相談の要

がある、彼の仁も貴公とは古い知己、櫻町興隆の最初には、随分力も盡した

氣ぢや」

「佛を作つて魂を入れぬは彼方でござります」

「今では後悔、貴公仁義を云ひ出しては、毎度涙に暮れて居る」

「涙も後悔に流すでは價值ござりませぬ喃」

「承はれば先日小田原へ参りの節、彼の荒屋敷尋ね呉れたさうぢや」

「後悔の状見て参つたでござります」

「彼の一事で貴公真心も知れ、彈正殊の外歎び居る、就て頼みぢやが、彼も昨今は疲弊の極み、殆んど當日の生活にもさし悶える」

「身から出た鏽を磨く石はござりませぬ」

「貴公も年來の懇意、その窮状を條所に見る心もあるまい、少々助勢遣はし呉れぬか、常人自身に頼むのも氣の毒、拙者に口を切てくれといふ、武士は相互、困る時は誰も同じと存じ、此事打倒て頼み入る、多寡は扱置き、志のあるだけ、平に頼む」

「私金はござりませぬ、假しござりましても身の鏽を研ぐ石の代りにはなりませぬ」

「でもあらうが、貴公は慈悲仁徳を看板に致し居る、少々の助勢、拙者代つて頼み入るわさ」

「金はござりませぬ、然し折角のお越し、切て腰折でも進らせませぬ」

尊徳は其處にある硯引き寄せ、さら〜と一筆、やがて喜藤太の前に出ずを見れば

三幣をもつて祈るやござりとうだ

脇山かげにドンキ隠る

・と一首の狂歌をぞ認めたる、呑鬼は彈正の號、「ござりとうだ」は喜藤太を利かせしなり、次の間に此様を見聞させる彈正まづ逃げ出し、喜藤太も又一言返す所無く、這ふ〜の體にて歸りたりき、尊徳は時として斯る佳話を弄ぶ事ありき

(九)

「は、と」と尊徳は大笑ひして「自分の爲て来た不仁不忠の唇を持ち出し、穢れを拭けといふはちと無理ぢや、人間も自分の唇が拭けぬやうでは困るのう」

「先生」と次の間より又呼び掛けるは執次の百姓なり「又お客様でござりませぬ」

「今度は顔を拭けか」

「小田原の御家中様でござります」

「引き續きお越しぢやな、お名を聞いたか」

「駒飼三右衛門様ござります」

「お歴々お越し、これへと申せ」

尊徳は誰に對するも同じ作法、誰を遇するも同じ心なり、門人見習生を前に置き、三右衛門の來るを待ちぬ、三右衛門は袴羽織、兩刀を襖の蔭に置き、恭々しく進み入る

「相變らず御講釋か、精が出るの」

「此方事より、まづ御用の筋承はるでござります」と尊徳は莞爾ともせず相對しぬ

「別儀で無い、御代替り以來、御領内百姓撫育の事について、一方ならず御辛勞あらせられるが、一向にその實舉がらぬ、これに由つて上下一致、深く

貴公を待たせられる、繁忙ともあらう、當地仕法の次第もあらう、なれどお上忠義の旨を存じ、早々發途、御領内再興安民の道を立て呉れまいか、是は拙者一存、重役衆一存、御家老衆一存で無い、君侯御下命、切に頼むとの御口上もあらせられる」

尊徳は無言なりき、まづ相手の云ふべきだけを聞いて、その上に可否を兩断をするが此人の平生なりき、三右衛門は語を繼ぐ

「それにしては仕法の道を立て行く役所無くては爲るまいとあつて、これを見させ、小田原御城下に新らしく役所を建てさせられた、繪圖面所持、念の爲めお目に掛ける」と懐中より薄葉紙に認めたるを取り出して、尊徳の前に廣げ「随分廣い、この大座敷三五百人も詰められる、こゝへ御領内百姓呼び寄せ、貴公得意の説法致さば、實效がきと見ゆる」

「御中言ぢや一應お尋ね致します」と尊徳は眼を光らせ「御領内には仁政の本源たる分度定つてとござりまするか喃」

「さ、其の分度ぢや、分度御定めのことについては、家老衆も御心配、重役衆

も區々御評議おらせられるが、何を申すもお家一大事、早急の間にも合ひかぬる、由てまづ再興安民の仕法、順を逐うて分度御定め、御都合や、斯様に役所も出来、上下一同貴公來任を相待ち居る、どうぢや拙者同道、参つては呉れまいか」

「頼侂様お詞とも覺えませぬ、國に分度の無いは、桶に底の無いも同様でござります、底の無い桶に水を容れて、水の保ちないを御存じの御方は、分度の立たぬ國に頼て、仕法の爲り難ぬるを知らせられぬ法はござりませぬ」と尊徳は佛然として「折角の御所望ながら、此度の仕法お断り致す外ござりませぬ」

「ぢやがお米藏にも、御用意の米が得き、お金藏にも相應の時へが作きてある」

「何百萬石の米あつても、何百萬兩の金子あつても、分度立たぬ間頼みには爲りませぬ、平生申し上げるは此處、分度はお國基礎でござります」

「貴公詞はよく分つた、理無い議とは申さぬ、然し君公思召し、重役衆御頼ませ、其處を枉げて、参り呉れること爲るまいかの」

「假令將軍家仰せござりませうとも、見込の無い處へは参らぬ、先年も屢次申し上げ、分度確立、仁政の本源御定まらせある節、身を粉にしても再興の道立つるべき旨言上、當陣屋へ引き取たを、あなた御存じと心得ます、然も其本源未だ定まらず、用にも立たぬお役所を立てさせられるは、何として其意を得ませぬ、國に分度あつて嚴正く守り、餘財を利用して民百姓を撫育致せば、仁義の本源始めて立ち、一國の基礎初めて定まる、此理御存じも無く、肝腎の分度を後にして、お役所を前にせられる、左様な思召しで、この大事業は爲されませぬ、分度によつて定められた御仕法の朽ちる時は無きも、仕法の爲めに建てさせられたお役所の朽ち果つるは、この三五年の間を出ませぬ、左様な望み無い處へ参り合うて詮の無い事、小田原参りの事思ひも寄らぬ、平に御免蒙るでござります」

尊徳は斯く云ひ切りて、再び何事も云はざりき、三右衛門は尙さまゝに説き勧めたれど、山の動く例無き世の頼もしさはこゝに在りて、尊徳遂に起



二宮 尊徳

たむり

毒を以て毒を制せよ

太閤の陣法に敵を以て敵を助き、敵を以て敵を打つ計ありと、實に真筈なるべし。水防にも水を以て水を防ぐの法あり、知りずばあるべからず。夫れ我仕法又然り。荒地は荒地の力を以て開き、借金に借金、賤を以て返済し、金を積には金に積ましむるなり。

(翁の教訓)

第七章

(一)

小田原城天主閣に西日さら／＼照りて、秋は今最中ならんとす、天高く氣澄みて、碧色の空に一點の雲も無く、山彦山の頂遠く雁の一つら鳴き渡りて、乾坤宛ら繪の如し

取次に由りて用人鶴飼三右衛門の前へ出でしは思ひ掛けぬ尊徳なり、例の木綿織の布子、例の紺木綿の帯、小さき風呂敷包み一個を携へたる外一物無し、無造作に無手と坐りて

「村々仕法に参つてござります」と挨拶も無く云ひ出でぬ
「さて／＼不思議、先日参つて懇に頼み聞こえた時は、一向聞き入れの様も無かつたが、今日は何方風吹き廻したの」

三右衛門は餘りの意外に驚きの目を睨るばかり無りき
「先日は分度御定め無之き旨承はつて、仕法の儀御断り申し上げてござります

すが、近頃承はれば御領内村々、私申しの仕法に由つて、良法相立て、百姓衆悉く一致、中には衣類調度を賣却し、不用の家具家物を金に替へ、夜は繩を縛ひ、晝は野に耕し、再興隆盛の基本を作り居る氣、お上に分度立たずとも、下々左様の心掛け、艱苦を厭はず、慈悲善事を行ふを本意とし、村人競うて善に従けば、再興の實擧るまいものでも無いと存じ、竹松村庄屋幸内の頼みに由り、態々仕法に參つてござります

「それは祝着、何とも有り難い、お上思し召しに由て建築した仕法小屋も、貴公參り呉れぬゆゑ、そのまゝ空屋に致しある、明日は掃除、日用の物も運ばせる」と三右衛門は手を舉げて煽ぐやうにしながら「よく參り呉れた、貴公參りの事聞かせられたら、お上さぞ御満足、重役衆もさとお歡びぢや」

「私お小屋は要りませぬ、お小屋に籠つて道を説くは、私流義に無い事でござります、私は石上樹下、寒い風、冷たい雨に晒らされて、心の誠を人々の腹へ注ぎ込むが望みでござります」

「さうでもあらうが、折角新築、重役衆於かせても、貴公參りを御待たせぢや、辭退致すな」

「私申すばかりでも無く、先侯思召し、それにあるでござります、無智文盲の百姓、私一言に感動して、我から舊弊を矯め平生の行ひを改むる、お國に仁義の本源立たずして、村々に自立の道起ります、何とも有難い事、先侯御存生、此儀御聞かせござりましたら、何れほど御歡びかも知れませぬ、是然しながら先侯御仁心の徹する處、村々百姓自然に丹誠を盡すのでござります」

先侯御噂を申し上ぐることに、自ら熱涙の進るを感じ、熱涙の進ることに、口吃りて其後を續け難ぬるを、袖もて顔を掩ひながら押し鎮むる、三右衛門も亦その熱情に打たれて悵然たり

「村々の衆、私言葉に感じて、道を勵むのではござりませぬ、先侯御慈愛御仁徳の御餘光、時を得て芽を吹いたのでござります、草も木も春風の暖さに遭へば、自然に翠の色を見すれど、培ひ養ふ事をせねば、花咲き、實る時も無く枯れ果てます、今御領内の村々、先侯御仁徳の露を受けて、誠實道義の

芽を吹いた、これを培ひ養ふは、私共役目でござります、御家中皆様のお勤めでござります、少しでも道を廣め、少しでも徳を養ひ、再興隆盛の仕法立つるは、取りも直さず先侯へ對する忠義、冥福追善の上はあるまいと心得ます、私百姓衆頼みを受けて、櫻町の陣屋を出ましたは、真個この心に外なりませぬ、お序の節は御家老皆様へ此儀御傳言の儀を願ひ置きます」

尊徳の行く處、春風の從はぬは無く、春風の吹き過ぎ處、安民再興の道行はれざるは無く、さしも衰廢の極に達したる小田原領内の村々、二三年ならずして安息の道を得たる處少からざりき、從來の借財を返却したる上、數千金の備荒貯蓄を爲したるも多くありき、儉約を則として一村は一村、一家は一家、一郡は一郡の基礎を立つるは、先侯御廟の前に平伏して、千萬僧を供養するにも優れり、身を責め行ひを正しくして、他の危急を救ひ恤ひは、御代々御位牌の前に華を拵りて、千部萬部の經文を讀誦するに優れり、仕法の盛んなるは先侯御主意の通へるなり、報徳の繁昌するは、先侯御仁徳の血傳はるなり、誰も來、彼も來、來りて口に苦く心に甘きこの料理を鹽梅せよ

これ尊徳説教の主意なりき

(二)

尊徳は昔のドテ坊主にわらずして、今は報徳の活神様なり、昔のグルリ一過にわらずして、小田原の家中に一人ありて二人無き道義仁徳の化身なり、されど飯泉村の觀世音は以前のまゝなりき、その堂宇、その伽藍、その周圍に繁り合ふ松杉も昔昔ながらの翠なりき

指折り數ふれば早や五十年前の夢なり、第三郎左衛門の親戚川窪太兵衛の家、家に養はれて、在る甲斐も無く日を送る頃、予も又この觀音堂に參詣して一家再興の祈願を籠めたる事もありき、異き老僧に出會ひて觀音經の功德を聽きたる事もありき、今にして思へば實に世を隔つる想ひ、實に夢の影を逐ふ如き心地、されど淋しき一間に座して、遠き昔を想ひ遣れば、懐しさ油然として湧き來る、此邊り仕法を立つる序、彼は此の觀音堂に參詣して、觀世音の御前に昔の事を物語りき、彼時は大慈大悲の觀音力を、一圖に心の綱とし

て頼みき、観音菩薩の加護ある間、いかに難儀の淵に沈むとも、いかに苦勞に賣めらるゝとも、身は大磐石に置きたる如く心強く思ひて、斯程の窮境にも屈する處なく經來りき、私の今日ある、實に觀世音の功德なり、私に今日の覺悟ある、又實に觀世音の御蔭なり、觀世音は我身の護持佛にして、又我身の力綱なり、殊にこの飯泉村の觀世音に於て然りとす

暫時は堂上に坐りて、香華を手向け、經を讀みて、追遠の情を恣にしたるが、やがてその夜はその村の百姓何がしの家に宿りぬ、誰人の家にて暮れたる時を合圖に、一夜の無心を云ふが尊徳の平生なりき

「お前借金がありはせぬか」

夕食を終ると共に、尊徳は斯く問ひぬ、主人は驚いて眼を睜る

「どうぢや借金が有りはせぬか」

再度の問は鋭かりき

「へえ」と頭を掻いて「別に借金といふほどはござりませぬ」

「少々はあるか」

「へえ」と云ひ難さうにして「無いと云へば無い、有ると云へば有る位でござります」

「お前、借金を秘すのう」

「秘すではござりませぬが、人様へ披露するほどの事でもあるまいと存じますので……」

主人はさも迷惑さうに云ひぬ、百姓の身に借金を持つは、此上も無き恥辱なり

「秘しても可けぬ、お前は大方借銀を持つて居る、借銀は病氣と同様、少しでも思ひある者は、自然と顔へ現はれる」

「へえ」

「最初の三五兩が、今では餘ほどの高に爲つて居るの」と手に取る如き詞

「先生、お分りになりませぬか」

「病氣の苦惱は身體、借銀の苦勞は心です、身體に病氣のある者が、自と勢ひのないと同じく、借銀の苦を心に有つ者は、自と顔の色が衰へる、當時

は五六十兩もあるか」

「面目次第もござりませぬ、五年あつと年貢に詰つて、三兩の金を借りたのが、利に利を積んで四十二三兩になつて居ります」

「其筈ぢや、お前は借金を融さうとする、それが宜くない」

「へえ」

「借金をしたら何故神棚へ張り付けて置かぬ、すると神様が毎日この金高をお似し下さる」

「御有理でござります」

「早い話が疥癬も秘す中に増えて参る、借金はこれと同じぢや」

「何ともお取しにくいこととござります」

「病氣は薬で治るが、貧乏に薬は無い、只儉約の一方のみぢや、すぐ金高を神棚へ張り付けさつしやい、すれば自然に減つて行く」

「早速お詞通りに致します、御教訓有難うござります」

尊徳の一言は一言の中に教訓あり、尊徳の一語は一語の中に意味ありき

(三)

先生へお執次致します」

尊徳は奥の座敷にありき、次の間、臺所、納戸、表の間に、村の百姓、隣の百姓、遠く五里八里の彼方より従ひ來れる百姓をもて充たされぬ

「誰が参つたか」

「そつとお目に掛りたいと仰せられて、御婦人お入來でござります」

「密と逢ひたい……」と尊徳は眉を顰め「私にそつと逢ひたいと云ふか」

「御意にござります」

「然も女儀が隋」

「御意にござります」

「誰にてもあれ、密とは困る、私は生れてから秘密を知らぬ、何事も明放ぢ

や」

「然し御婦人、密とお目に掛りたいと仰せござります、何とござりませう」

「密とは爲らぬ、明白に云ふぢやよ」

「へえ」と執次の者は後を續け難ねて、苦しげに額を撫でぬ

「何とも様子ありげぢや、名を聞いて参れ」

「お名はお聞き申さずとも知れて居ります」

「それなら云はぬか、女儀の名を何と云ふた」

尊徳の間は次第に迫る、執次の百姓は額より冷汗を流し居たるが、やがて思ひ切て

「おきの様でござります、先生お覚えござりませう喃」

おきのは尊徳の前妻なり、尊徳が小田原服部家の困窮疲弊を救ふ爲め、五年の間その家に苦勞しながら、一物だも身に着けず、空手のまゝ歸り來りしに愛想盡かし、自ら離縁を乞ひて二宮家を去りたる婦人なり、其後會我別所の然るべき方へ嫁ぎたるを耳にしたるのみ、絶えて消息を聞くこと無かりしが、圖り無くも——實圖りなくも、今日懐しき飯泉觀世音へ参詣し、見馴れたる山、見馴れたる水、幼き時、貧しかりし時、人の家に雇はれて米舂き耕

作、星より星を戴いて、苦勞艱難せし折々には、淋しき間の友とも爲りし家、家樹々村々の風光に、不覺昔を想ひ出して、懐しくも戀しくも人には云ひ難く漏らし難き一種の感に打たれし折柄、我を捨てたる前の妻來りて、そと面會を許されたしといふ、不思議とも不思議の因縁なり、非情の草木すら、眞ある人の前には美しき花を着け、無心の山水すら情ある人に對しては媚を作る、況して古き馴染をや、又況して昔の配遇をや

おきのは尊徳を捨てたれど、尊徳はおきのを捨てざりき、おきのが足柄村の實家へ歸りたる後も、會我別所の然る方へ嫁ぎたる後も、雨につけ風に付けて、只管幸福の生涯を送らんことを願へりき、假し縁は離るゝとも、おきのが尊徳の妻なりし経歴を消す事能はず、尊徳が初めて微少の産を得て、父祖の家に入りたる時、萬兵衛の説き勸め呉れるに由りて、芽出度く婚禮の盃を擧げたる當時の情は、尊徳の生涯有る限り捨てんとも捨て難き一事なり、もし栢山村に萬兵衛あらば、逢うて當時の情を語りたきは山々なり、もし善右衛門萬兵衛金瑞和尚あらば、膝を交へて昔語に一夜の懐しみを専らに爲た

きは勿論なり、昔馴染相對して昔語に興ずるほど、面白く樂きはなからん
然も萬兵衛善右衛門金瑞和尚皆な卒塔婆の主となりて、山、川、草木、觀
世音を除く外は、尊徳の昔を知るものあらざりき
折も折とおきの尋ね来る、離縁は爲とも、他人とは爲るとも、夫婦の間
ほど濃かに親しき情ある筈無ければ、こゝへ招きて昔語を爲んかと思ひぬ、
幾十年を無沙汰に送りても、昔を忘れぬ情あらば懐しき話題はつき〜に湧
き出でん

されど彼は人の妻、我は人の良人、妹山は霧に掩はれ、春山は霞に包ま
間を流る、川の水冷かなれば、相會ふべき要も無し、假し會ひたりとも夫ほ
どの興あるべしとは思はれず、殊に彼女の境遇に疑ひあり、何の心ありて我
をこゝに尋ね來りしか、懐しく昔の事を物語らん爲めにはあるまじ、互に寄
る年波の瀬を算へて、將來の幸福を祈り合はん心にてもあるまじ

「はて、何んの爲に來つらうのう」
尊徳は思はずも斯く口走りぬ

(四)

「斯う申しては恐縮ござりませうが、おきの殿も近頃不幸續きましてな」と
執次の百姓は云ひ難さうに云ひぬ

「不幸續いたとは、家業に損失でも爲たかのう」と尊徳はさり氣無し

「足柄村の彌野右衛門どの、おきの殿お實家、これが甚う零落でござりまして
な」

「氣の毒なこと、少しも存せぬ」

「おきの殿、程なく曾我別所へ嫁入、三人まで子をお擧みなされたが、五年
前に亭主は死なれる、前後が飢饉、女の手世の荒波は漕り難ねて、いやも
見る蔭も無い御様子、只今では村中の此處彼處へ雇はれて、貸仕事洗濯、他
の見る目もお不憫い程でござります」

尊徳の顔の上には、むら〜と雲掛りぬ、その窮苦の様に同情れば、何と
は無く胸塞がるなり、三十幾年前の春、我の金に淡き心を見限り、強て離縁

を求めたる意地も忘れ、外聞も忘れて、密と對面を乞ふと云ふは、昔捨てたる袖に縫りて、憐みを受けん心なるべし、女の身にも意地はある筈を、よく切無き事情あればこそ恥辱を忍びて尋ね來しなれ

「先生」と執次の男は尊徳のはさとせる返答せぬに心を焦思て「おきのどのお待ち難ねでござります。お逢ひなされますか喃」

「いや、逢ふ要は無し」

「さらば其事申し上げ、お引き取を願ふでござりませうか喃」

「さうぢやの、折角参つたものを、逐ひ返すも心無いでの」と尊徳は沈と考へしが「私も明日は出發する、村盡處に土橋があつたの」

「土橋をござりまする」

「彼に待て居れと申せ、すれば餘所ながら對面、紙包を遺失して遣る」

「へ」と尊徳の心を解し難ね「何う仰せでござります」

「離縁した女に物を恵む法は無、又離縁された良人から、物を恵まれる筈もない、それでその前へ遺失して行く、遺失した物を拾ふのは罪にも爲るまゝ、

又人情にも外れまい、これが私の志ぢや」

「は、は」と執次は尊徳の厚き情に感じ「其事おきの殿へ通じるでござります」

尊徳のこの優和しく美しく情ある計ひを聞き、深く心に感じたるは執次の百姓のみならず、次の間、臺所、納戸その他に充ち満ちたる百姓は、皆一齊に「あ」と感じぬ、見ず知らぬ民百姓に厚き人は、その身に仇する仇敵にも厚かりき、我を捨てたる前妻にも厚かりき、中には情に感じて敬慕するものさへありき

執次の百姓は尊徳の口上有のまゝをおきのに通じぬ、おきのは見る影もなく瘦せ窶れてありき、曾ては酒匂川に水鏡して、岸の柳と梳りたる緑の髪も、散々に亂れ縮れて、霜を置く如く塵埃に塗れぬ、敝れたる衣服、垢付きたる袴、草履だも穿かぬ足の爪頭に血汐流れて、見るから痛々しき程なるを、忍びて憐れを受けんとて來りたる心の中無慘なり

「有難うござります、お蔭様で助かります、二宮様へ宜く仰せられ下さりま

恥を思ふ様も無き顔に涙を見せて、悄然と歸り行きぬ、もしおきのをして一時の苦痛を忍ぶ心あらしめば、もしおきのをして尊徳の深き心を少しにても汲む心あらしめば、あはれおきのをして其身の姿の美しさを待む心なからしめば……

(五)

天は今明けんとす、時は秋、一碧の天は澄みて、まだ陽の出でぬ山の端に白舌鳥の鳴く聲高く聞こゆる時、尊徳は二人の百姓を供に伴れて、飯泉村の盡處、土橋の上にし掛りぬ
彼は土橋の上に足を掛けて、不圖傍を見返りぬ、いさゝめなる小川、帯の如くうねりて、ちろくと水の流るゝ堤の上に、野薔薇の葉は枯れて、紅き實、碧き實、三つ五つ残れる間に、ちらと見えしは見覚えのある人の顔なり、貧苦にやつれて頬骨の高く立ちし上に、玉の如き涙禁途もなく流れぬ、髪も

唇も、眉痕も、險皮も、昔の様は無く凋れて見ゆるに、黒腫勝の眼は變る事無く露を濛へて、伏目になりつゝ、竊み見る憐れさを見ては、そゝろに腸を斷つ思ひもありて、流石に一步巡遊したれど、詞は無く、右の袂を探りて、ほとりと重き紙包みを遺失つゝ見返りもせず行き過ぎぬ
後はさし昇る朝日麗かに照りて、人の情光りと共に輝く、おきのはつかつかと嘔け出で、兩手に紙包みを受け戴き
「有難うござります〜」と同じ事を繰り返しつゝ、又戴きて押し開き見れば、十数枚の小判燦として心を射る
「有難うござります、旦那様有難うござります、このお禮は冥途でお述べ申します。」
兩手に情を受けたるまゝ、夢の如く西風寒き土橋の上に立ちて、じつと尊徳のうしろ姿を見送れば、雙鞋露重くして野菊の香り深く沁み、満袖風輕うして人の真心溢れ出でぬ
おきのは茫然と立ち盡して、暫く去りも得遣らざりき



欲を以て欲を制せよ

佛教にて此世は僅の假の宿、
来世こそ大事なりと教ふ、是
亦欲を以て欲を制するもの
なり。

(翁の訓言)

第八章

(一)

天保十三年は尊徳五十六歳なりき、先代小田原公の遺命を奉じて、七十二ヶ村の仕法安民の業に従ひてより、村々は暗の中に煙火を得たる様ありき、初めは荒蕪なる廣き原野に、只一穗の火を見る如き觀ありしが、その光り次第に廣がりて、遂に十一萬石御領内の隅々隈々を遍照するに至りたり、尊徳が百姓を愛する心と、百姓が尊徳を徳とし従ふ心とは、びたりと合ひて寸毫の隙も無かりき、尊徳が星から星を戴きて、安民興復の仕法を盡すと共に、幾萬の領民は又星より星を戴きて田地耕作新地開墾の實を擧ぐるに勉めたりき、この上下一致の美風は、さしも頽廢せし土地の景氣を挽回して、おはや枯れんとせし樹の枝に美しき花を着くるに至りぬ、小田原領内と境を接する土地の人は、皆な此の様を見て泣きぬ、季の世にも眞の光りはありけるよ、と感涙に咽ぶものもありき

此日尊徳は小田原の報徳役所にありて、安民興復の事を始末しぬ、納備三右衛門は常に尊徳の側に在りて、報徳の事業を助くるを本務としぬ

「御家老様お越しでござります、只今これへ御家老様お越しでござります」

一人の若黨は急ぎ足に駆け来りて、口早にこの事を報告し去りぬ、在國家老の筆頭は杉浦平太夫なり、御家老様お越しといふは、平太夫直々この報徳役所へ来るならん歟、實に前代未聞の珍事、實に案外至極の事

「報徳の模様、檢分の爲め、御家老様々お越しなさるでござらうかの」

「よもやとは思へど、外に御用ありとも覺えませぬ、もし御用あらば直々御出でぬらすまでなく、貴公なり拙者なりをお呼び付けなさる筈ぢやがの」

二人が風評する中に影さして、平太夫果して入來なり

尊徳は誰に對するも同じなりき、平太夫は一藩の老職、先侯逝去の後、國政の全部を引き受けて、一身に十一萬石の料理鹽梅すれば、小田原にては君侯に亞ぎたる大身なり、報徳役所に詰め居れる役員家人、皆な上下座するばかりに扱へど、尊徳は他の百姓町人に對すると同じ態度なりき、平太夫は

上座に着く

「來らせられ」と尊徳は一禮「思ひ掛けも無い、御用とあればお使にても下さる筈を……」

「いや急御用、左様にも致されいで……」と平太夫は例に無く改まりたる口上、然し、歡べ、お身が奉公の忠、お上へ聞こえて、世にも有難い御内意下つた」

「私へ……何事ござりまする喃」

「實出世の緒口、我等於ても美しく思ふ、聞きやれ」と平太夫は一膝乗り出し「此頃御老中水野越前守様より、御當家へ御内意、お身を將軍家御普請役格にお召抱へあらせられうとぢや」

「是非も無い事」と尊徳は歡びたる色も無く「御辭退の道ござりませぬかな」

「異なることを申すの」と平太夫は目を屢叩きて「お身は公儀お役を何様に心得居る、微祿ながら天下御直參、此ほどの出世無いでないか」

「私は一身の出世立身を望む心ござりませぬ、天下御直參と爲るよりは、百

姓を相手にして、安民興復の道に盡したいと心得ます」

「随分おろか者ぢやの、出世の道に臨みながら、その方へは歩を向けず、野道畦道に立たうとする、お身は元來利欲を知らぬ」

「利欲は存じて居りまする、憚りながら御家中皆様よりは、私の方よく存じて居りまする、けれど私申す利欲は一身の利欲ござりませぬ、自分さへ出世すれば、他の者は如何やうにても好いといふ、狭い利欲ではござりませぬ」「ふ、」と平太夫は眼を白黒して、尊徳の詞を嘲る如く視詰めたり

(二)

「斯様な事、改め申し上げるにも及びませぬが喃、私二十餘年前、先侯様お見出しに預つて、野州櫻町再興の命を蒙つてござります、然もその業全く成らず、漸く八九分と申す處、再び當御領内仕法仕るべき旨の仰せ承はつてござりまするゆゑ、野州仕法の精神を移して、及ばずながら先侯御遺言に添ひ奉るやうと、寝食を忘れて身を碎き在りまする事、神々よく御照覽と心得ま

する、されば興復の道、まだ確とした本源は立ちませぬが、七十二ヶ村の百姓、よく私仕法を奉じて、報徳の主意を行ひ居ります、左手に儉約、右手に勤勉の誠を握つて、互に家業を勵み居ります、さればその效自然に現はれて、中には舊借全部を返却し、數千兩の貯蓄を致した處もござります、是れ然しながら御領内一般の利欲ではござりませぬが喃、借金といふ深い淵から免れて、唇影美しい野山へ出まするは、百姓身に取りて此上も無い立身出世ではござりませぬか喃」と尊徳は思はず乗り出して「さ、此處でござります、御領内村々に如何なれば斯様の良法行はれ居るでござりませうな、借金の淵より一足飛びに、晴々とした野山へ出ることが能きたでござりませう喃、自分から申すは如何なれど、是皆な私の丹誠に由ります、尊徳の精神燈火となつて、村々の暗を照らすからでござりまする、然も御領内はまだ全く天の明けたではござりませぬ、天の明けぬ中に、燈火を取り上ぐれば、後は元の暗となる事、申すにも當りませぬ、私は天下直參の役人になるのが嬉しくて、村々を暗にするは否でござります、一身の出世を願ふ爲めに、七十

二ヶ村の子供の頭へ、熱湯を浴びせるのは嫌でござります、序に申し置きま
するが、報徳の道に従つて一身を天に捧げ、村の爲めに骨を折る百姓は、皆
な私の心を分けた子供でござりまする」

「さらば何とする」と平太夫も困却の額を撫で「是には私も困るがの」

「お困りには及びませぬ、御老中仰せとあれば是が非でもお聞き遊ばすに當
りませぬ、假へ將軍家お言葉でも、非は非、爲らぬは爲らぬで、篤と事情を
言上、御辭退なさせられるが當然の道と心得ます」

「お身は左様に軽く云ふが、公儀を相手、我儘は申されぬ」

「我儘ではござりませぬ、理の當然を云はせられるが、我儘とはござりませ
ぬ、二宮尊徳さし上げとの御誼とはござりまするが、彼には當家領内の疲弊
回復、下民撫育の一大事委任致しおりまする、この事業まだ半分の成就も無
いに、彼をお引き上げおせられては、領内百姓暗夜に燈火の消ゆる如く望
みも失ひ、兼ては先代以來引き續く安民興復の道、全く廢滅に至りまする、
由て領内再興の道立ちまするまで、御猶豫の儀を願ひますると、一心に御願

ひあらせ給は、御老中とお聞き入れ無い事はあるまいと察しまする」

「今に初めぬ真心、先侯御遺命を命と奉じて、身も心も君に捧ぐる仕方、我
等威服の他は無、ぢやが一たんお上お詞下る上は、謹んで命を受けたまふ
が臣下の道ぢや、先侯御遺命とは云へ、領内興復は私事、私事を以て公の御
沙汰に背くは忠義の仕方とも云はれぬ、するとお身は先侯御遺命の重きを知
つて、御當代奉公の道を心得ぬに當る、これも褒めた話ではあるまい、尙ほ
篤と考へ見、二宮尊徳一身に關はる事でも無く、七十二ヶ村御領内の仕法は
かりでも無く、安藝守様忠修殿と申す、忠貞殿嫡子なり御身上にも關る事ぢ
や」

「さほど仰せ、御當代様御身上御大事とござりますれば、私お詞に従はぬで
もござりませぬ、なれどその節は御領内御仕法、此ま、御廢止お心でござり
ませうな」

「いや」と平太夫は頭を掉て「決して左様で無い、先侯御事蹟に草を生
すは、我等一代の恥辱、從來仕來の事共、具に公儀へ申し上げ、お身に勤務

の暇あること、領内仕法の指圖を乞ふつもりぢや」

「成りませうか喃」

「心配するな、必ず成る」と平太夫はずつと進みて「それが爲れば公儀出仕の事、納得して呉れやうの」

「止むを得ずお受け致します」

「一身を以て公儀御常家、雙方に奉仕するぢや、よく致すか」

「忠義の道、二つござりませぬ」

「諾し」と平太夫は満足して「さらば其儀を言上する、さらばぢや」

(三)

小田原領十一萬石の仕法、二宮尊徳の指圖無くては、領民直に度を失ふべきに付き、御普請方公務餘暇、従前の如く仕法の指圖致させたまひ、特別御詮議を以て御許容あらせたまふやう、大久保安藝守忠修殿御名をもて、特に御老中御手許へ願書を出されぬ、老中詮議の上この願ひ御許容あらせたる

に由つて、尊徳は遂に七十二ヶ村の赤兒に別れ、陪臣より一足飛びに天下直參の身となりぬ

彼は一圖に、公務餘暇をもて、小田原仕法に助言し得べきを待みとしき水野越前守が尊徳を御普請役格に登用せしは、彼が計畫せる印旛沼開墾事業に、誠意ある腕力を揮はせんとの心ありてなりき、さらば彼は如何にして尊徳の爲人を知りしか、越前守は幕末の老中として、井伊掃部、安藤對州等と併び稱せられたる傑物なれど、小田原の草深く潛れ居たる尊徳の技倆までを知り居たりとは思はれず、必ず他に尊徳の用ゆべきを推舉したる者あらん、高野山の奇僧辨算和尚は、越前守と親交あり、尊徳の誠意に推服せる一人なりき、和尚學深く行ひ堅固にして、一山の高德、一寺の住僧と持囃されたれど、名と世とに心淡ければ、いつの間にか山を出て、故郷相州へ歸りたりき、和尚には極めて奇行多し、されど一日も救世安心の事を忘れざりき、高野山より相模へ歸る時、道に憫れなる乞食の寒げに戦慄ひ居たるを見、おのれの着用せる鼠木綿の衣服を與へ、おのれ乞食の着て居たる襦袢を纏うて、

飄然去りたる事もありき、尊徳の世にあるは宛ら活佛の世に在す如くなれば、死なせては爲るまじ、尊徳の死は天下道義誠意の死なり、國家經濟農事の損失なり、一日も長命させねばならずとて、尊徳が江戸の宇津家に滞在し居れる時は、三日に揚げず安否を問ふを例としき、されど玄關までつかくと入り來りて「先生御無事か」と大聲に問ひ「お變りござりませぬ」と家の人の答うるを聞けば、安堵の色を顔に浮べ「それでよし」と頷き去るが平生なりき

此の如く尊徳を信ずる辨算和尚は、越前守無二の歸依僧なりき、越前守が印旛沼古堀御凌を思ひ立ちたる時、和尚は詞を盡して尊徳を推舉しぬ、尊徳ならで斯程の大工事を監督成就せしめん者、今の日本にあるまじとの事なりき

印旛沼の開疏事業は遠く享保の昔に初りぬ、幕府勘定奉行井澤定右衛門計畫して、下總平戸の町人染谷源右衛門に工事を命じたれど、費用の多きに堪へずして幾許も無く中止しぬ、その主意に由りて第二に手を着けたるは、彼

の田沼主殿頭なりき

主殿頭大老職の権力と、諸大名に附課せる金力とをもて、盛んに堀削普請を創めたれど、洪水の爲め破れて成就を見るに至らずして止みぬ、第三に古堀凌を思ひ付きたるは越前守なり、その主意は沼淵を涸乾して、良田幾十萬石を開墾、更にその排水を利用して利根川と江戸灣との間に運輸交通の便を開かんとするにありき

然して尊徳が印旛沼見分の命を蒙りて、總州に出張せしはその年(天保十三年)も暮れんとする十二月の初めなりき

(四)

されど印旛沼堀削工事は、前後二次の普請に於て失費倒れと爲りし如く、水野越前守計畫も又翌年十月に至つて、工事を中断するの止むを得ざるに至りぬ
由て尊徳は江戸に歸りて、宇津邸内に居住しき、今までとは異りて公儀直

參の家人なれば、恣に櫻町へも行かれず、さればとて印旛沼工事中止の後は、是と定りたる仕事も無く、可惜日毎を無聊の中に送りたりき、時を惜むこと金を措ひよりも甚しき身が、来る日も手束ねて在らんこと、此上も無き苦痛、將た此上も無き難澁なれば、日ごとに門人有志を集めて、報徳の講義、治國安民の物語に、漸く時の經つを忘れ居たれど、それにも尙痒きを搔くに胡麻の手を持たぬ心地しき、由て或る時、一通の建自書を認め、「私儀御扶持米に所望なければ、直に返納仕るべきに付き、その代として誰人の手にも乗り難ぬる荒蕪地を下し置かれまするやう、只管願ひ奉る旨」越前守手許へさし出しぬ

豊あしのふかのが原を田と作して

米を作りて食ふぞたのしき

の一首は尊徳の理想にして又尊徳の命なり、されど夫に就ては何の仰せ出されも無くて、尊徳は尙無聊の人なりき、相變らず報徳の説教者なりき尊徳の名聲は斯る中にも日の昇り輝くが如く四方に揚りぬ、凡そ武家町人

の差別無く、報徳の教を聞かん者は人にして人交りもなりかぬるほどに、講義の座は繁昌しき、講義の座の繁昌するにつきて、嫉妬の眼を光らす者もあり、又偏執の心を抱くもありて、尊徳の寄留する西之人保津家の門前へ「打首申し付くる」遠島の處置遠かるまじ「門人同罪今の間に心せよ」「二宮の前に伏して報徳の物語を聞く者は、やがて其家の焼拂はるゝ時あるを覺悟せよ」など思はしき張紙する者引きも切らざりき

「報徳も結構ぢやが、家を焼かれては困る、お負に遠島打首のお相伴など爲せられて堪るものか、金を蓄へるよりは命が大事ぢや、當分は行くまいぞ」

誰も彼も云ひ合せて、報徳の講座は一人を滅じ、二人を滅じ、やがて残りたるは一子彌太郎と、二三門人のみなりき、されど尊徳の元氣は愈よ加はり、熱心は愈よ優りて、二三の門人彌太郎を相手に日ごと夜ごと誠意處世の大法を語られき、居間の床の間には例として不動明王の一幅掛けられぬ、尊徳は講義することに見返りて

「人間は不動明王の大度膽力が無くてはならぬ、假し猛火に周圍を包まれて

も、寂然としてその身の信ずる處を行ふほど、確とした用意を持たねばならぬ」

冬の夜も深けて、外には碓の玉走る音牙え、軒に氷柱の凍り付く響き淋しく聞こゆる中に、尊徳は一種の燈火を側に置きて、諄々と道を説きぬ、火鉢に炭團の火は消えたれど、寒さに心付く事もなく、前にある湯呑茶碗に番茶は黒く冷えたれど、渴きを覺ゆる事も無かりき、彌太郎も二三門人も聞き疲れてうとくと坐睡りせんとするを、尊徳はきつと睨み

「この困難危急の時に當つて、お前達の爲めに天下の道を説き聞かせるを、坐睡する法があるか、左様な意句地無しで、何事が爲きやうと思ふ」と烈火の如く叱り付けぬ

尊徳の道を説くに、夜も無く日も無く暑も無く暑も無かりき、熱烈進る處暑さも忘れ寒さも忘れて、只一圖に治國齊家の大道を説くが例なりき、聴く者堂に滿つる時も、二三人のみ淋しく端坐し居れる時も、その調子は同一なりき、破鐘の如く響く聲の張も同一なりき

(五)

「兄さま、お早うござります」

天のはのくと明くる頃、宇津家の門の開かるゝを待ちて入り來りしと思はるゝ舍弟の三郎左衛門は、木綿布子の襟を置く箱に白うしたりき、髪も變も西風に吹き晒らされて、一縷々々亂れ落つるを、掻き上げるにもあらず、その間に眼を光らせ、徹宵歩きたるらしき疲勞を頬の色に見せて、尊徳が居間の様に腰掛けぬ

「金手村の郡司は何うした」

一言の挨拶もせず、尊徳は頭をなしに此事を問ひ掛けぬ、郡司は三郎左衛門の衣にして、尊徳も又知れる間なり、二十日ほど前三郎左衛門と同行、さまさまに頼み聞こえて、報徳金百兩の貸付を乞ふに由りて、在合せたる八十兩を渡し返したるを忘れず、三郎左衛門の顔を見ると共に、まづ此事を問ひたるなり

「お蔭で急が助かると申して、殊の外歎び居たでござります」

「然し年の暮れ近くなつて、百兩の金入用といふた、百兩入用の處へ、八十兩では二十兩の不足がある、困りはせぬか」

「彼時は八十兩で仕法付けると申し居たでござりまするが、無くて協はぬ百兩でござりまする故、後の二十兩にはたゞ當惑、餘所目にも氣の毒でござりました」

「爾うあらう、五本の指が四本では用に足り難ねる、夫で何うした」

「段々私へ理を云うて頼みます、然し私も持ち合せた金子とはござりませぬ」

「云はずとも知れた事ぢや、いくら困つても八十兩が百兩の用はせぬぞ」

「私も據ござりませぬでな、段々泣き付かれて見ますると、捨て、置く理にも参りませぬで、兄様お叱りを受けるか知れませぬが、私の田地一反六畝を二宮三左衛門へ質入致しましてな、それで二十兩融通、郡司へ貸したのでござります、處が家内中大不承知、郡司殿に何の義理があるか知らぬが、さ

ほどにせずとも可ささうなものと、毎日苦情たらしくでござります」

「家内など世間の大法を知る筈は無い、郡司もよくく入用の事あればこそ、遙々私へ頼みに來たのぢや、六尺の反物が五尺有るでは、一尺の不足で帯にはならぬ、帯に爲らぬ物を遣はしたでは、貰ふた方も始末に困ると同様、百兩の入用に八十兩貸したでは、十分の用にも足るまいかと、實は心に懸けて居た、そこを察して自分の田地を質入、二十兩の不足を補ふたとは、お前に過ぎた行爲ぢや、人間はその呼吸が第一、この一事でお前も人間の仲間入ができたのぢやよ」

尊徳は手を揚げて三郎左衛門を煽ぐばかりに云ふ、その目にも、その口にも、満足の様溢れて見えき

「お叱りを受けるかと思ひの外、兄様に褒められたのは生れてからは是が初めでござります」

「其處で今日参つた用事は何ぢや」

尊徳は詞を改めぬ、三郎左衛門は寒げに懐へ手を入れつ、

「大變でござります、竹松村幸内殿も同道、その大變をお知らせ申しに来たのでござります」

「幸内も参つたか、仰々しい何事ぢや」

と尊徳は騒ぎたる様も無し

「外でもござりませぬ、長の年月御丹精を爲させられた小田原御領内の仕法も、今度限り滅却と見えてござります」

「心を得ぬ、先侯以來真直ぐに進み参つた御領内御仕法、此度限り滅却とは
「はて心得ぬ」

「先侯様以來の御主意、全然お廢止とござります、悉くお廢止に就いてお國御家老杉浦平太夫様江戸お屋敷へ御出張、江戸定府の御家老お年寄御用人衆お役御免と爲らせてござります」

「夫に由て二宮仕法お取毀ち、以來御領内の百姓町人、二宮と往復相爲るまじき旨、殿しくお布令ござりました」

三郎左衛門の詞終るを待ちて、庭の樹蔭よりおづくと立ち出るは幸内なり

「先生是非もない事でござります」と涙聲

尊徳は餘りの事に憫れ果てぬ、日輪西より出でたまふ世はありとも、報徳の效の廢ることあるまじと信ぜしは空頼みとなりて、十年以來丹誠を凝らし築き上げたる家藏、一夜の風に覆りたるを何とかせん、されど根柢は尙在り基礎は尙在り、七十二ヶ村仕法は悉く廢止されたれど、報徳の主意は動ぎなく天地の間に充ち満ちぬ

尊徳三郎左衛門幸内、等しく顔を見合せたるのみ詞無かりき

(六)

堅はまだ新らしけれど、苔の色は早や古りて青山教覺院の裏墓に、大久保忠貞公石碑の上に夕陽淡し、公の功蹟は月星と高く、公の御名は天地を將て久しく聞こゆれど、後に立てる枯木は朽ちて、鴉の鳴く音淋しかりき

「二宮金次郎御前にござりませする、九原道遠く招魂の法はござりませすとも、私これにて申すこと、具に御聞かせ給はりませ、實に御方、民百姓を憐みたまふこと赤子の如く、數ならぬ私に仰せて、撫育の道を講じさせたまふ、私性來不徳、人を導くほどの智慧才覺ござりませぬが、幸にして一片の丹心、幸にして一脈の正義、滿身の誠を絞りて、年來大恩に報い奉るは此の時と存じ付き、御方御仁徳を御領内民百姓に弘通するが、やがて撫育の道を盡し得たるものと覺悟、天地に祈り、鬼神に誓ひ、今日まで誠忠を致せし事、天地神明皆な御照覽と推察し奉りたる儀ござりませ、然るに御當主君御幼少、御方御苦辛の萬分一を知らし召さぬ恨み、二十年來仕法の骨髓を辨へさせ給はぬ悲み、執政ども申し上ぐる目前の利に迷はせられて、忠良を躰け、仕法を廢し、冬蒔きたる種の漸く萌え出でんとする間もあらせず、その上に無慘の雪霜被つてござりませ、御方幾年の御望みにて在せられたる興復安民の道も、これ限り廢滅と情無うござりませ、然し何事も時世、何事も天運、今は致し方ござりませぬ、君子は天をも怨みず、人をも尤めずと申せば、私も又誰

を怨み誰を尤むる所無く、只誠心足らず、事のこゝに至つたのを恨み悲む外ござりませぬ、私報徳仕法の道を立てましたも、その本源は遠く御方御胸に發し居るでござりませ、櫻町の興復僅に成たも、青木村の仕法絡についたも、皆なこの本源を流れ出た枝川でござりませ、本源已に涸れる上、この道を他へ移し施し、萬一仕法成就の事ござりませしては、小田原の非を顯はすにも似て、此上も無く口惜しうござりませ、由て私存意、諸方より御意托の仕法は、今日限り断然と御辭退、幼君御心を安んじ奉る覺悟ござりませ、實に姑息因循の仕方とも見えませ、奮君大恩に盡し奉る道、この外にはあるまいと心得ませ、御方御逝去、まだ幾年も経たぬ間に、海は山と變りませ、蒼田は海と爲りませ、只變らぬは私の心、天下の大道、神明の大徳、これほどの事ござりませ、英靈おはさば私のこの詞を享けさせませ、英靈おはさば仕法再び世に出づるやう、道を御守りござりませ、私は一圖に閉居、時の至るを待つでござりませ」

一語は一涙なりき、宛ら活きたる人に云ふが如き詞なりき

折柄春の風蕭々と吹きて、何處より散るも知れぬ落葉一つ三つ、亡魂の天に濛ふが如く翻へりて、殿の石碑も頷く如くぞ見えし、墓所の内外にある森羅萬象、悉く尊徳の誠心に感じて、一時に動き感ずる如くぞ見えし



受胎堂

翁家徳者岸右衛門を論ず

夫れ人の難する所は私欲を去るにあり、人の人たる道已に
蕪て、人を患むより辱さしめはあらず。然るに汝翁來の所
行只我を利せんとするの外他念なし、己を利せんとして他
を顧ざるは禽獸の道なり。夫れ人と生れて一生鳥獸と行を
等くすること豈忍むべきの至にあらずや。今我曹に隨ひ禽
獸の行を去り、人道の至善を行ふ時は、汝の心私欲の汚れ
を去て清淨に歸し、爾民も亦之を見て其行に感し、汝を信
ぜんこと何の疑あらん。

第九章

(一)

尊徳は小田原領内に興復安民の道杜絶すると共に、從來委託を受け居たる
諸國諸藩の仕法に對しても、一時悉く辭退の旨を申し出でんと爲たるが、諸
藩主諸國主諸家中皆な不同意の旨をもて斥けぬ、二宮の主張する興國安民の
道は實に天下の良法なり、萬民此道に由りて再生の恵を受くること少からず、
然も今にして之を廢するは、晝を夜とするなり、暗中に燈火を吹き消すなり、
小田原藩が中途に仕法を廢したるは、此上もなき過失のみ、小田原藩の過失
に由りて、我々の仕法までを廢せらるゝは、藥物に懲りて胎を吹くと一般、
天下の胡盧となるまじきものにもあらず、狂ても我藩衰殘の民を助けよ、狂
ても我國疲弊の百姓を救へよ、と諸方よりの使者引きも切らざりき
由て尊徳は再び立ちぬ、小田原先君の意志を弘通するは、先君冥福を祈る
第一の手段なり、場所と時とを擇むべからず、只此道此の法にして悉く行は

るれば幸ひなり

尊徳が常州筑波郡谷田部一萬三千石の領主細川長門守興建殿の爲めに興國安民の道を講じたるは此の時代の前後なりき、常州眞壁郡下館(二萬石)の城主石川近江守總貸殿の爲めに法を立て分度を定めて、今にも亡國の狀態に陥らんとせしを救ひたるも此の時代の前後なりき

尊徳を細川侯へ推薦せるは、侍醫中村玄順なりき、玄順はこの身の窮苦を訴へて、尊徳の扶助を受くるべく、宇津家の邸内に尊徳を訪ひたるが縁となりて、遂に主家財政の整理を委任するに至りき、近江守殿養嗣子辰十郎殿は有馬玄蕃頭頼徳殿舎弟なりけり

石川殿は知行二萬石にして負債三萬餘兩ありき、天保九年には領内の百姓疲弊の極に達して、中には他藩他郷へ出奔する者さへあり、今二三年を此の儘に過ぎ行かば、二萬石の領内にべんべん草生ひ繋るならんと見えしを、郡奉行衣笠頼母、尊徳の櫻町陣屋に赴きて、仕法を懇願せしに由りて救はれき、尊徳はまづ豊凶十年を平均したる収納高を目安として分度を定め、家老牧志

摩に説きて家祿三百石を辭退させき、志摩が尊徳の詞に動かされ、家祿一切を主家へさし出したるに酬まされ、部下の家人も進みて家祿を辭したるものあるに感じ、尊徳は櫻町より多くの米粟を送りて、焦眉の急を救ひたる後、下館侯の爲に面白き救済方法を立てたりき

その方法は一年の内、一二の二月は國用の金銀米穀を尊徳の手より貢ぎ、七八兩月の雜用は領内の富商八人に分擔させ、残る三四五六ヶ月の用財は、本家石川日向守總和殿(勢州龜山の城主)の補助に乞ひ、償却方は總て一藩興隆の事成りたる後として、年々の租税を悉く借金方に入れ行かんといふにあり

本家たる龜山侯も、八人の富商も、尊徳自ら一二兩月の用度を負擔處理せんといふに感じて、遂に此事を承諾したれば、さしもの借金も六五年の間に償却し終りたりき、斯くて一藩の興隆その緒につきたる時、尊徳は領内村々を巡回して、安民報徳の道を講じき、下館領内の風俗宛ら水の如く澄みたるは、尊徳教化の力に由ること云ふまで無し

尊徳誠意の至る處、仕法必ず従ひ、成功必ず伴ひ、その教を受くる者、蘇生安心の歡びを見ざるは無かりき、公儀直參となりたる後は、宇津家より大久保家邸内に移りて、命のまゝに諸國の仕法救済に手を着けき、下總國大生郷村も又尊徳仕法によりて瀕死の中より生き、常陸國眞壁郡棹ヶ島村外五ヶ村も尊徳良法に由りて興復の實を見き、野州眞岡の屬吏となりては、狹量無策の縣令を戴きて、安民の事業を起し、日光祭田の荒蕪を拓きては、百姓安撫の事實を擧げて、報徳の精神を押し廣めぬ、中に最も顯はれたるは、奥州相馬領の恢復救済なり

(二)

相馬大膳亮充胤朝臣の居城は奥州宇多郡中村にありて、六萬石を知行せられき、この村數二百三十餘ありて、元祿正徳の間土地頗る開けたれば、山々谷々まで、蒼き田、碧き畑ならぬは無く、領内の百姓榮えて皆なその業に樂みたるが、正徳年間家老重役寄り合ひ議りて、當時村々の繁昌古來曾て聞き

も及ばぬほどなり、お高は六萬石なれど田畑廣く土地饒なれば、民百姓の利分莫大ならん、民百姓のみ莫大の利分を得て、御領主様の臺所さほどにても無きは、何としても其意を得ず、須く田圃に至當の繩を入れて、嚴に檢地を行はし、表面に六萬石の御知行にて、その實は八九萬石、十萬石の收入もあらん、御國益此に越したるはあらざるべし、と云ふに一決、普く領内に竿を入れて、二百三十餘ヶ村より三萬八千石を打ち出したるぞ、抑も當領衰廢の基なりける

檢竿を入れて、田圃の廣狹を糺したるが爲め、作物の増加を見る謂れなれば、領主の手に三萬八千石の増收を得たるは、偶々農民の懐に三萬八千石の損失ある證據なり、六萬石が九萬八千石となりたるなれば、お城お米藏には入り切れぬほどの收納あり、従つて家中の御扶持もそれく加増となりて、一藩の富前代未聞と聞こえたり

されど美しき花の底にも涙の露は溜みて、一家中が富有に伴れる奢侈の一面には、農民の困憊、百姓の貧苦、血も裔も絞り出して、今は耕作する精も

盡き、年ごとに田圃は減り、月ごとに戸数は少くなりて、天明年間には一時
藏の中に満ち充ちたる米も粟も、悉く底を拂ふに至りたりき、いかに田圃は
多くありても、鋤を採る百姓なければ用を爲さず、曾ては米麥繁りたる田に
も圃にも、べん／＼草生ひ出で、盡すら狐の鳴くを聞く淺ましき、九萬八
千石の収入は減りて、今は以前の六萬石にも足らず、上下の困窮實こゝに極
まりてを見えし

假し實收は伴はずとも、六萬石の格式は何處までも維持し行かねばならず、
檢竿入れたる田圃に、播種樹を培ふ道なき効なきは、止むを得ず隣國の富商、
江戸藏前のお金方を頼みて、兩刀が算盤の前に手を突き、證文入れて借用せ
し金高、積り／＼て三十萬兩の多きに上りぬ、六萬石の知行は名のみ、今に
ては二三萬石の實收より無き身上に、三十萬兩の借財は分に過ぎたり、年々
の收入、金利をさし引きて残る物は一もあらず、此儘に三五年を経由せば、
お城の土臺搖ぎ來らん、然も年々貢税は減り行くなり
此國情を見るに見難ねて、猛然と身を起したるは郡代草野半右衛門正辰、

同じく池田八右衛門胤直なりき、殊に當主長門守益胤朝臣亦與國安民の志
功なりき

半右衛門八右衛門は連署して意見書を上つりぬ、要は國の衰微、政治の頽
廢を效ふは、節約質素の道を立て、奢侈の風を防ぐ外無し、他より借財借
銀して一時を救ふは、宛ら薪を抱いて火に入るが如くなれば、君侯まづ飲食
衣服を省き、日々の用度を節して、國內一統の憂ひに先ち、國中に儉約の令
を敷くと共に、本源を一萬石の出入に定め、領内田地田圃に對しては、元祿
度以前の舊態に返したまふべし、すれば一たん他郷に去りたる者復た來り、
一たん朽ち傾きたる民の窳に烟立ちて、大略十年の中に回復興隆の曙光を見
るに至らん、と云ふにありき

益胤朝臣やがて此説に同意ありて、能きるだけの儉約、能きるだけの艱難、
食餌の如きは只命を繋ぐに止まらせき、一城の主たる身、その覺悟此の如く
なれば、一家中の上下貴賤、一人として命を奉ぜざるは無く、有司心を協せ
て、百姓撫育、農作奨励、年貢御免、貧民救助、有らゆる仁政を施したる結

果、十年の間に荒地を整理すること幾千町、新戸を立つること二千餘戸、三十萬兩の借財、その大半を返済し終りたれど、尙十分に興復の道を得たるにあらざりき、そはこの改革實行の前後、二度の大飢饉大凶荒前は天明丁未、後は天保己申毀ひ來りて、領内の隅々隈々を荒らし去りたればなりき

領内興復の道漸く緒に就きたれど、前途尙遙なるに、草野半右衛門は七十六、池田八右衛門は五十五、何れも餘命長かるまじ、もし此二人に萬一の事あらば、相馬領は再び黒雲に包まれ去らん、漸くにして認め得たる火の光りは忽ちにして消え去らん

此時天來の福音の如く兩家臣の耳を貫きたるは、二宮尊徳高徳の風聞なりき、天はこの偉人の所在を告げて、兩家臣の忠節を全うさせん思召しなり

(三)

尊徳は今日も大久保家邸内にありて、諸門人見習生を相手に、平生も變り無き報徳の物語に餘念無かりき

「苦樂憂歡は必ず相對したものでや、一方に苦があると一方に樂がある、一方に歡びがあると、一方に憂ひがある、早い話が猫の鼠を捕た時、猫は歡びの極みでも、鼠は憂ひの極み、鷹の歡び極む時は、雀の憂ひ極む時、獵師の樂み極む時は、鳥獸の苦み極む時、仇を討て本望を達した者は、その歡びの極まる時で、討たれた者の憂ひは極まる、世界の事は大略この理に外れぬものでや、一方が勝て歡べば一方が負けて悲み、一方が田地買うて歡べば、一方が田地賣て憂ひに泣く、是が利を得て樂めば、彼が利を失つて苦み、是が年貢を取て樂めば、彼が年貢を出して苦む、そこで私は一句讀んだぞや」

諸門人は皆な膝の進むを覺えざりき、尊徳は時に戯歌を讀み出で、人を笑はす事ありき、道戯たる中に教訓あり、面白き中に千古忘るべからざる則あるは、尊徳の讀み出づる歌發句の特色なりき

「其は斯うぢや」と笑を含みながら

ちうくと嘆き苦しむ聲聞けば

ねずみの地獄猫の極樂

「こりや面白うござります」と中には思はず聲を立てたるもありき
 「其處で人の世に處する道は、彼も歡び自分も歡ぶことを考へねばならぬ、
 自分の樂む爲めに人が苦勞するのでは眞の樂みでなく、自分の悦ぶ爲めに、
 人が悲むのでは眞の悦びで無い、私の考へた中に眞の樂みが四ある、第一は
 天地の道、第二は親子の道、第三は夫婦の道、第四は農業の道、この四を則
 とする、これは實に兩様完全の物ぢや、そこで又歌がある

おのか子を恵む心を法とせば

學ばずとも道に至らん

「先生へ申し上げます」

講義の半に執次の男出て來りて、遙の末座に手を突きぬ、されど尊徳は目
 にも入らず

「皆が此歌の心をよく考へて呉れると、自然に眞の道が行はれる、天は生々
 の徳をお下しなされ、地はよく享けて潤澤をする、親の子を育てるに損得を
 考へる者無く、子の父母に事へるに利害を思ふ者は無い」

「先生へ申し上げます」

執次の者は繰り返し〜云ふ、側に居たる門人の大澤勇助見返りて

「何事ぢや」

「只今相馬大膳亮様名を充胤といふ、長門守殿後を受けて家督相續せられた
 る方なり御家中草野半右衛門殿お越し、是非先生にお逢ひ申したいと仰せら
 れます」

尊徳は勇助の言葉も待たず、上座より大聲にて呼び掛け

「爲らぬ〜」

「爲らぬと仰せぢや、體よくお断り申せ」と勇助はきつと云ふ、執次の者は
 退く

「夫婦の道も、妻夫互に親み樂んで、家を整へ身を修め、百姓は朝から星を
 戴いて耕作を樂み、米麥野菜は青々と繁茂する、誰の處にも苦情は無い」と
 尊徳は興熱して美しき血に、ふつてりと肥えたる頬を彩りながら「この道を
 法とすると、商内も賣て悦び、買うて悦ぶやうになる、賣て悦び買て喜ばぬ

は道で無く、買て歡び賣て歡ばぬも又道で無い、眞の道は双方が歡ぶにあり、
そこで……」

「大澤様へ申し上げます」

「執次の者は再び来りぬ、勇助は此方に向いて

「何ぢや」

「只今草野半右衛門殿、いかやうにお断り申してもお引き取りござりませぬ、
御用繁多とあれば、お手の隙くまでお待ち申すと仰せなされて、お立廻へお
上りでござります」

「はて喃、甚い御執心の」

「何と申しませうの、私申すでは一向にお聞き入れござりませぬが喃」

「相馬様御家來は、何日か一度櫻町御陣屋へお出でなされたで無いか」と尊徳に膝を向けて「先生御記憶ござりませう喃」

(四)

「何者が執拗う云うて、拙者報徳の道を妨げ致すな」と尊徳は破鐘の如き聲
「相馬大膳亮様御家人と申します」

「面會は協はぬ、逐ひ返せ」と一言に刎ね付けて、直に後を語り續けぬ、
執次の者は又退く

「そこで貸借の道、これが甚だ難しい、借りて悦び貸して悦ぶやうにせねば、
眞の道とも云はれぬが、誠に云ふ濟す時の閻魔顔で、この間が旨く行はれぬ、
私が無利息貸付の法を考へたは此の爲めぢや」

一座は春風の青葉を渡る如くにどよめきぬ、平易なる尊徳の報徳談は漸く
進みて、その本領に分け入らんとす

「私の立てた無利息金の貸付は、元金の増えるのを徳とせずして、貸付金の
増えるのを徳とする、これは利息を取るを利分とせず、義理をもて利分とす
るのぢや、強て元金を増やさうとすると、自然多くの利息を取る、利息を取
るゆゑ借りた方が悦ばぬ、悦ばぬゆゑ返済が後れる、返済が後れるゆゑ裁判
を願ひ出る、揚句の果が無利息年賦で落着する、これでは貸した者も歡ばず

借りた者も悦ばぬ、元金の増えるを歡ぶは利心、貸付高の増えるを悦ぶは善心、この間に千里の差がある、利息を取らぬゆゑ、百兩の金は何日まで経ても百兩ぢやが、然しそれを繰り返し、百人に貸せば萬兩、五百人に貸せば五萬兩、元金は百兩でも積つて見ると莫大の高になる、さうして貸した者は元金の百兩に傷を付けず、借りた者はその爲めに必死の場合を助かる、天道様は一で在らせられて、萬物それから成育すると同様ぢや、然しそれでもまだ足らぬ處があるので、無利足何年置据貸しの法を立てた、斯ほどにせねば國を興し世を潤す事が能きぬからぢや、總じて物事は後に成ることを前に考へて、心の標的を立て置かねばならぬ、生れた者は必ず死ぬる、人間最後の運命はちやんと極つて居るのぢやから、どうせ一度は死ぬことを心に置いて、前へ〜と働いて行けば、一日でも生きて居るだけが得分ぢや、天が明けたら必ず暮れる、暮れぬ前に一日の用を辨じて了へば、後に残つた刻限だけが儲けとなる、これは私の悟道ぢやが、誰の上へも持て行かれる、よいか、分つたか」

三〇六

「申し上げます」と執次の男は復來りぬ
 「まだ歸らぬか」と勇助はぎろりと見て「執拗い仁ぢやの」
 「私、聲の吸れるほど申したでござりまするが、先生お目通りのお許可を得ぬ中は、死んでもお立間は動かぬと申して、泰然とお坐りなされたまゝでござります」
 「困つたものぢや、何とせう」
 「捨て置け〜」と尊徳は氣にも止めず「佛に三世の説がある、これを簡短に説明すと、その庭にある梅の樹ぢや、今は現世、その過去を究めると一粒の種、未來を云ふと花が咲いて實が生つたのぢや、幹の太いのは肥の多い因縁、枝の瘦せたのは肥の少い應報、これで三世の理が見られる、世間はこの因果應報を佛説といふ、然しそれは書物の上へ現れた事、私一流の不書不文の經で見ると、釋迦の生れぬ前からこの道理は行はれて居る、昔私の讀んだ歌に

聲も無く臭も無く常に天地は

三〇七

書かざる經を繰返しつゝ

といふがある、私の云ふはこの書かぬ經ぢや、書かぬ經で無いと、天地の眞理を見る事は能きぬ、書かぬ經を見やうとするには、まづ心を清淨の地に置いて、廣い目で一天四海を見渡し、後眼を閉ぢて心で見ろのぢや、すれば天地の眞理、いかな微細の物もよく見える、肉眼の力は限りあつても、心眼の力は限りないので、

云ふ詞の終らぬ中、勇助は顔を擡げて

「先生、私も一首詠みました」

「ほゝ、成されたか」

「斯ういふのでござります、要り先生のお詞に感じたのでござります

眼を閉ぢて世界の内をよく見れば

晦日の夜にもあり明の月」

「こりや面白い、そなた一生の上作ぢや」

一座に笑ひ聲湧くが如く起る

(五)

第二の執次は出で来りぬ

「相馬様御家人池田八右衛門殿お越し、草野殿諸共、只管先生御對面の儀を

願はせてござります、何と仕りませう」

「又一人増えたか、さて困るの」と勇助は頭を掻きつゝ、「只今御聞かせの通

りでござります」

「厭煩い奴ぢやの、全體誰ぢや」

「相馬家重役草野半右衛門、池田八右衛門、是非御對面を願ひ居る氣にござ

ります」

「相馬公御内草野半右衛門、池田八右衛門皆名を聞いて居る、相馬家興隆の

事に就いては、先年櫻町陣屋へ一條何がし参つたに由て、具に興復安民の道

を授け遣はした、それに又重役二人まで、對面を願ふといふか」

尊徳は初めて草野の名を耳に止めぬ、一席講筵僅に果てゝ、忽ち心を此に

移せるなり

「草野半右衛門口上ござりませす」と執次は一膝進め「先年來御高名敬慕、一たびは膝下に伏して、御教導乞ひたき望みござりませしたるが、公務一日も手放し難ね、櫻町お住居まで参上の暇なくて、空く年月を過ぎ居りませしたる處、此度公儀御用に由て、御出府の由を承はり、取る物も取り敢ず推参してござりませす、御用御繁多の砌、強て御對面の儀を願ひ奉るは、何とも恐れ入つてござりませすれど、私心中御推察、枉て御許しござりませするやう、只管懇願し奉りませすと……」

「草野池田何れも誠の人間ぢや、逢うて仔細ない、これへと申せ」
尊徳の許可は初めて出でぬ、奥の間、次の間、椽端にまで居流れたる門人見習生は、何れも席を退り出る、引き違へて入り来るは半右衛門八右衛門、何れも忠義無二の人、何れも國政を苦勞する様、や、伏目勝に、徳を疊みたる額の皺は細く、忠義を籠めたる眉の毛は白かりき、初對面口上終りて、二人の口より相馬領内の現状、文化年間先君の仰せ出されに由て、大改革大刷

新を斷行せる後の経過、その身の地位將來、領内土地の妖瘡、農民百姓風俗の良否、悉くを述べ終りたる後

「先生お力を以て、相馬領六萬石の蒼生を御助け下さる事協はぬでござりませうか」

熱心面に現はれぬ、半右衛門の眼にも、八右衛門の眼にも、玉の如き露は溢れて、その間に清き心は輝きぬ、實に相馬領當時の光景は、元祿年間に比して、住民の減ぜしこと五萬餘人、收納の減ぜしこと十萬苞餘、田圃大半荒れ果て、殆んど亡國の状態にありたりき、然も半右衛門八右衛門二忠臣の熱誠、大厦の將に倒れんとするを撐へて、漸く今日まで持ち耐へ來りしのみならず、更に荒れたる田地をして花咲く春に遣しめんといふ、その奉公熱烈の情に對する者、誰か同情同憐の念に打たれざらん、殊に草野半右衛門が、白銀を束ねたる如き握の端に、たら〜と涙を傳はせて

「先生、お助けを願ひ奉る、拙者當年七十六歳、先生御承諾のお詞承はらずては、心安く眼を瞑ることも協ひませぬ」と云ひも果てず兩手を下げたる時

は、尊徳の眼にも慈悲の潤澤見えたりき

「お詞はよく分つた、貴殿等誠忠もよく分つた、然し相馬領興復の儀に付いては、先年櫻町の住居へ、御家臣一條何がし殿お遣はしの節、委細を申し上げてある、方法手段は段々ござるが、要りは國の分度をお定めが肝要ぢや、分度が立てば仕法も立つ、仕法が立てば國も立つ」

尊徳は進みて領内興復の手段を説きぬ、百姓安堵の方法を説きぬ、併せてそれに處する家臣の心得、領主の用意、借銀返済の始末まで、残る方なく説き諭しぬ、二人の老臣は謹んで聞く、尊徳は思ふ處を仔細に告げたる後

「ぢやが此處に一つの難義がある、私の主意は誠を以て農作の基礎とするにあるので、是まで諸藩から興復仕法の御相談を受ける度、悉く夫の心に由て指揮もしたが、近頃は公儀御用、日々繁多に暮らし居る、由て従來手を付けて居た細川殿鳥山殿下館殿川副殿皆な頼みをお断り申して居る、其處へ相馬公御依頼のみを聞いては、夫等諸侯を欺くに當り、拙者心が安くない、興復安民の手段は只今申した詞で盡きた、其上はお手前達の忠義奉公に據る、

誠意至る處金石も徹るといふ、只節義の二字ぢや、よく致させられ」

「公儀御用御繁多、諸國の仕法御辭退あらせられた事、私共聞き及ばぬこともない、先刻よりの御教訓に由つて、興復安民の法を敷くに、萬に一つの間違ひはあるまいと存するが、それでも先生直々お手を下さるゝに越した事は無い」と半右衛門はべたりと坐りたるまゝ、「公儀御許可あらせられたりや、お手づから仕法お立て下さるでござらうな」

「公儀お許可あれば何日でも参る」

「夫さへ承はり置けば、重ねてお願い申す機会もござらう」と、半右衛門は喜悅の眉を動かして、「不躰に参つて意外失禮、何れ改めて参上申す」

二人はこれを最後にして勇々と歸り行きぬ、これやがて尊徳が相馬家仕法に手を付ける最初なりき

(六)

細川、鳥山、下館、川副の諸家、衰頽廢亡の中より救はれて、回復興隆の

機運に向ひたるは、云ふまでも無く尊徳の仕法を根據として、領内各地に良法を敷きたるが爲めなり、然もその事業未だ全く成るに至らずして、尊徳公務繁多の爲めに手を引くことあらば、一たん拓かれたる土地に臭草復繁り、美しき花を着けたる枝再び枯れて、遂に實を結ぶこと無くて倒れん、公儀御用は泰山の重きよりも重し、されど其下に匍匐する諸侯旗本も亦大きな山の周囲を守れる樹峯なり、樹峯もし頽るれば、大山も孤立とならん、諸侯旗本を助くるは或る意に於て、公儀士臺を堅くするに同じ、二宮尊徳公務餘暇あらば、諸藩改革整理に手を着くことを許させたまへ、との願書、二通ならず三通ならず、幕府老中の詰所たる御用部屋へさし出されぬ
中に最も曲折事情を盡したるは、相馬大膳太夫家中より出したる長文の嘆願書なりき

公務餘暇に於て、諸侯旗本の財政を整理せんこと、尊徳の隨意たるべし、されどお役義の障害となる事ありては爲るまじ、其邊篤と心得、諸家困難を救ひ遣はすべし、との御沙汰は尊徳の上役たる普請奉行の手より下されぬ、

これ老中評議の上とぞ聞こえし

これに由りて尊徳は公然諸藩旗本の領内に、報徳の手を着くべき便宜を得ぬ、この御沙汰の下るを待ちて、第一に大久保家上屋敷内にある尊徳の許へ駆け付けたるは、草野半右衛門池田八右衛門の二人なりき

「天下晴れてお仕法を願ひまする、六萬石領内の百姓、先生御法を大旱の雨を待つ如くに待ち居りまする」

尊徳は遂に立ちぬ
「諾し、まづ相馬家中興の當時寛文年間より、今年弘化元年まで、百八十年に互る間の年貢帳を取り調べ参れ」

小藩疲弊の屋敷にては、二三十年前の年貢帳すら十分の調べを爲し難ぬる向多きに、古く百八十年間の年貢出納を取り調べ差し出せと命ぜられたるなれば、その困難一通りならねど、事に當りて熱誠を主とするは草野池田の平生なり、部下の人々を勵して、一月を経たぬ間に、思ふまゝ精細に取り調べさし出したれば、尊徳も甚く歡びて、この帳簿を根本に相馬家の分度を確立

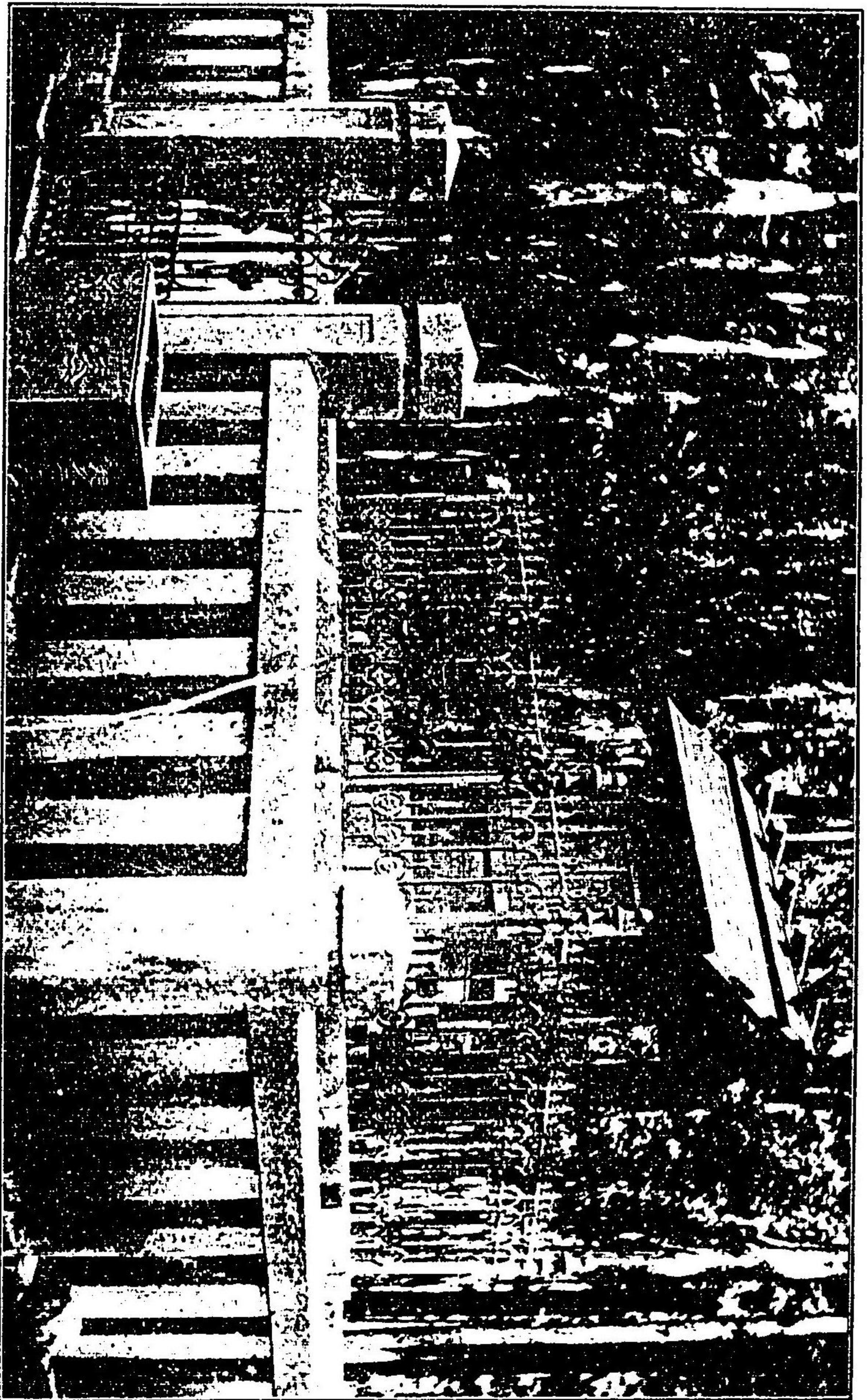
しぬ、これ正しく相馬家の大黒柱なりき、相馬家の礎なりき、相馬家改革の精神なりき

寛文年度より弘化元年に至る百八十年間を三分して、初中後の三段とし、初めの六十年を盛時、中の六十年を半盛半衰時、後の六十年を衰時とし、更に百八十年を二分して、初の九十年を盛時の陽に配し、後の九十年を衰時の陰に配し、この衰時の平均度を以て國家再興の分度を立て、後の六十年を以て回復成就の期と定めたり、然も後の六十年を六分して、十年を一節とし、分度改革の豫定に由て、嚴重に規則を設け、嚴重に始末を立て、もし分度外に餘財を生じたる時は、それを以て衰へたるを擧げ、廢たれたるを起して百姓撫育の用度に充て、領内復興の道を明かにしたるなり

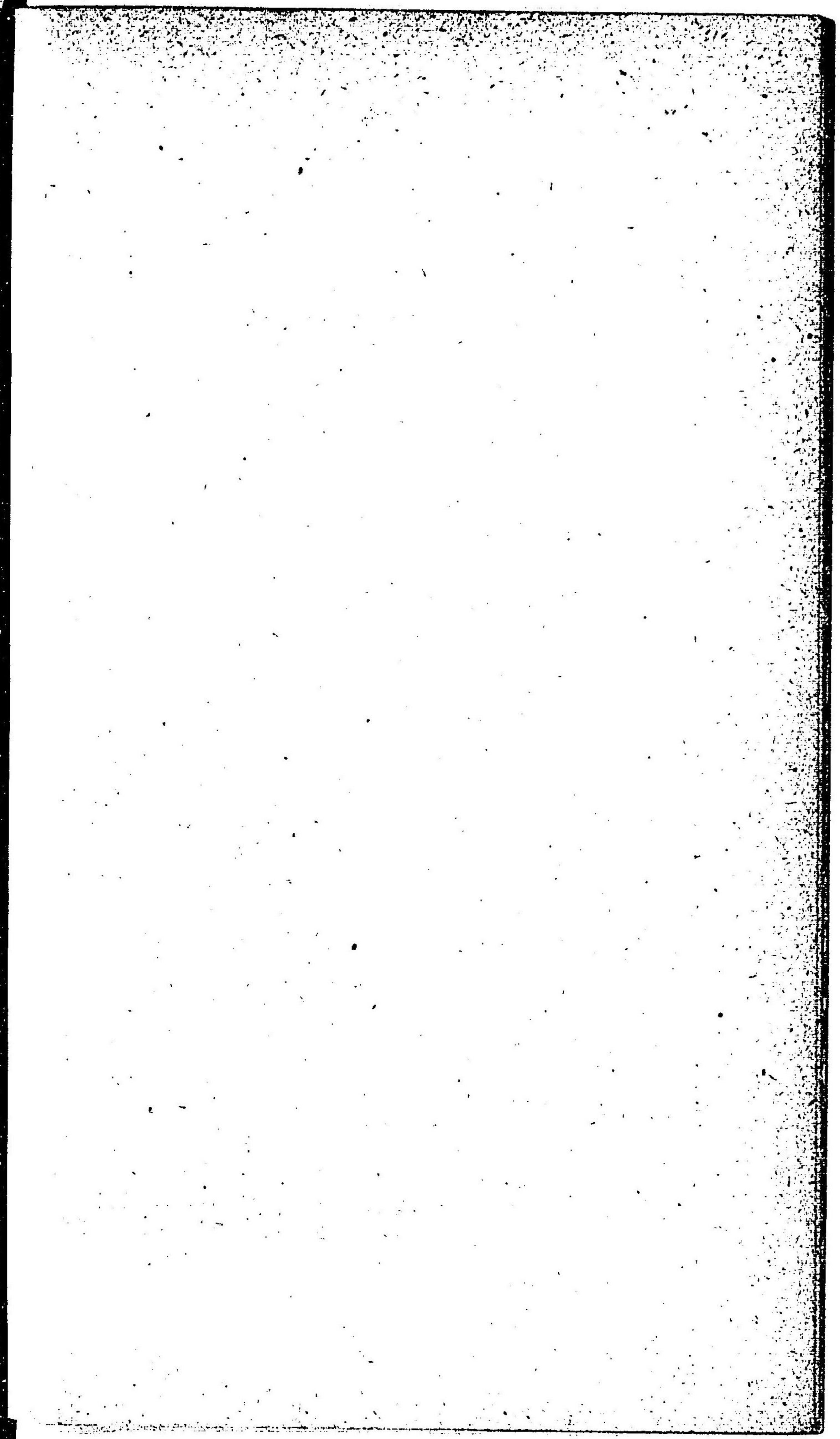
この仕法は尊徳最も意を用ひて定めたるなれば、初中後三期の改革方法、整理方法與復方法、其他の細條小事に至るまで、具に書き記して長く三卷に互りたりき、半右衛門、八右衛門この仕法書を讀みたる時、暗の夜にのつと日の出を拜みたる如く歡びて、實にこれ興復安民の本源なり、此法を行ひて

過誤あらば、先生の不徳にあらざして用ゆる者の丹誠足らざるなり、相馬領千年の基礎は立つ、中村六萬石の村々は再び元祿の昔に復ることを得ん

相馬領内の仕法は翌年宇多郷成田村に開かれたるを最初にして、村々皆な風を望んで靡きぬ、報徳の行はるゝ處、撫育の道立たざるなく、撫育の道立つ處、勸善懲惡の事實現はれざる處無かりき、されば風化大いに敷かれ、篤實、勸業、仁讓の道廣く行はれて、昨日までは秋風落寞の感ありし村々、急に霞の棚引くを見、急かに百花の咲き亂るゝを見、二百三十餘個村に温き春風吹き貫きて、無利息貸付の金の陰に、人々腹鼓打ち鳴らし、太平を謠ふに至りしは、弘化四年の春なりき、中にも高瀬村の住民は、この仕法に據りて衰頹疲弊を免れたるを歡び、永く尊徳の恩を記せんが爲め、村の空地に杉木四萬株を植ゑたりき、杉の葉のいよ繁ること、報徳の道も又いよ繁り、いよ榮え行くべきを祝ひてなりき



今市如来寺に於る墳墓



第十章

(一)

劍持廣吉は今も尙尊徳に心服せざりき。自個は積古した學者、二宮は天然の學者」と云ひて、尊徳の偉大なるを感じつゝも、尙報徳の道を奉ずべき様なかりき。

然も彼の束し居れる相州足柄上郡曾比村は、或る事情に由りて年ごと衰頽に赴けりき、百姓の窮厄年ごとに加はり行けりき。

廣吉の妹婿は尊徳に随喜せる竹松村の名主幸内なり、彼は廣吉に逢ふこと「曾比村の窮厄を救ふは、報徳の教に従ふ外ござりませぬ、少しも早く二宮先生の前に膝をお屈みなされませ」と勸めたれど、彼は頑として聞かざりき、彼は負惜み強かりき。「尊徳の手に由りて村の疲弊を回復するは、男たる身の願ふ事にはあるまじ」と考へたりき。

されど彼の手に曾比村の借財を料理する技倆無かりき、負惜みのみに由て

村の疲弊を救ふこと能はざりき、彼は代官及び郡奉行鶴岡三右衛門の説き勸
ひるを聞きて、漸くに心を動かしぬ、報徳の仕法に従ひて、一ヶ村の百姓を
塗炭の苦より救ふことを得ば、止むを得ず二宮の膝下に跪かん

彼は即て三右衛門と幸内とに伴はれて、折から尊徳の逗留せる箱根宮の下
の藤屋を訪ひぬ、尊徳は入浴中なり、廣吉は兼て熱く知れる間なれば、三右
衛門幸内にも告げず、すぐ浴室へ駆け付けて

「先生久し振でお目に掛ります、今日はとうとうあなたの前へ降参する事に
爲りました」

彼はつとめて懇に云ひたれど、尊徳は答へせざりき、廣吉の顔を見るが否
な、忽ち横を向きて素知らぬ様を粧へりき、負けじ魂の廣吉は斯くと見るよ
りその身の居間へ取返して

「鶴岡様御免を蒙ります、幸内さんその邊に酒はござりませぬか」
「兄さま、どうなされた、甚うお顔の色が悪うござります」と幸内は心配顔
なり

「何うの斯うのは無い、酒があるか」

「酒はござります、然しまだ是から二宮先生にお逢ひなさらねばなりませぬ、
御酒は後に爲されませ」

「いや、二宮には逢はぬ、斯様な不埒な奴は無い、彼奴は人情を心得ぬ」

「何うなされたのでござります」と幸内は氣を揉んで「あなたまだ先生にお
逢ひなされぬでござりませぬか」

「今逢ふた、逢うて丁寧に詞を掛けた、然し二宮は私の顔を見ぬやうにした、
私が挨拶するを聞かぬ風で居た、彼奴近頃公儀お役人になつて、少し羽振の
好い處から、昔馴染を忘れたと見ゆる、何とも不届至極の奴、報徳も何もあ
つたものでは無い」と廣吉は烈火の如し

「二宮は人情に厚い男、左様なことをする筈は無いが……」と三右衛門は
考へ「私が逢うて様子を聞いて見る、暫く待て」

「お止しなされませ、あの様な奴人間ではござりませぬ、人間でもない畜生
に逢ふた處で仕様ござりませぬ」

「さう云ふたものでは無い、暫く待て」と三右衛門は起ち上りて「幸内、まづ酒でも與へて遣れさ」
 幸内は廣吉の爲めに酒下物を用意して、今盃を舉げんとする時、三右衛門は失望の様に歸り來りぬ
 「二宮は當家出發、今夜は塔の澤の福住に泊るさうぢや、それへ參らう」
 「お止めなされませ、逢ふた所が役には立ちませぬ、それよりは……」と大茶碗をつき出して「幸内、浪々注ぎやれ」

(二)

廣吉は死すとも再び尊徳を見まじ、假し一村の頽廢其極に達して、身は體となり果つるとも、僅ばかりの榮達を鼻頭に掛けて、昔馴染の情誼を忘るる如き輕薄漢の助けは受けじ、と大盃を煽りながら氣焰當るべからざる勢なりき
 されど三右衛門と幸内とは、烈火の如くに慍り居れる廣吉の心を鎮めさせ、

その身の意地を立つる爲めに、村民一統の餓死を待つは、仁心ある者の爲まじき事なり、一身の意地を立つるは一村の基礎を立てたる後の事、兎も角も塔の澤福住に二宮先生の跡を逐ひて、一時の急を救はるべき懇談を盡す外、今の身に執るべき策無し、起死回生の靈藥ありと知らば、千尋の海の底をも探る、少の堪忍だに守れば、無利息貸付の報徳金は、餓ゑたる手に温食の降る如く來らん、意地に煽る酒は薄く、望み遂げて面白く飲む酒の味は濃なり、いでくと促して、日のちりちり落ちんとする頃、一行四人準備もそこゝに尊徳の跡を逐ひたり
 「や、彼へ二宮先生お越しぢや、ふつとりと肥えてお脊の高きお姿、廣い肩から御光が射すやう見ゆる」と幸内は廣吉を見返り「先生ぢや、お詞掛けまいか」
 廣吉は頷きたるのみ物も云はざりき、三右衛門も足を早めて
 「それへ參るは二宮先生で無いか、ちよと待たせ、宮の下からお後をお慕ひ申して來た」

この聲耳へや入りけん、尊徳は不圖後を見返りしが、廣吉の姿眼に映ると齊しく、面を背けて足早に行き過ぎぬ、三右衛門も幸内も手の中の珠を失ひたる如く茫然たり

「それ御覽なされませ、情を見ぬ人の目ほど暗い者はござりませぬ」と廣吉は立ち止りて「折角此處まで参りましたが、塔の澤へ参つた處で、何の效もあるまいと存じます、鞘筒様思召しを反古にしては澄みませぬが、私これから歸らうと存じます」

「又氣の短い事を云ふ、是から歸つた處で、借金の方付く見込みは無い、例に似ぬ二宮の素振、私は一向合點行かぬ、然し普通の力で付る事の能きぬは彼の思慮ぢや、深い考へのあることかも知れぬ、とても望みの無い處へ歸るより、どうかしたら助かるかも知れぬ二宮の側へ行くが優ぢや、もう一度堪忍さつしやい」と三右衛門は怒り顔に云ふ

「いや私はもう御免蒙ります、横を向いて居る人に美しい花を見せた處で、目に映る氣遣ひはござりませぬ」

「私に思案もある、瞞された心で福住まで付合つしやい、命懸の金の工面、一應や二應で埒の行く筈も無し」

廣吉は又三右衛門の詞に牽かれて、嬉しくも無き山道を否さうに登り行く時は師走の末なりき、木枯寒く全山に吹き荒れて、落葉は雨の如くに注ぎ、谷川の水涸々として、朽葉踏む脚の底に響く、身に多くの借金を負ふ者は、歩にも力無く手間取りて、福住の家の門潜りしは短き冬の日のとつぷりと暮れたる後なりき

尊徳は今福住へ着きて、玄關に腰掛け、鞋の紐を解かんとする折柄なり、三右衛門を真さきに、幸内廣吉風の如く入り来る

「お、是は……」と尊徳は懐しき顔に廣吉を視上げて「能く来たのう、まづ上れ」

意外の一言、廣吉は不意を打たれて一步退りぬ

尊徳の廣吉に對する様は、綿々の情絶えざる如きものありき、二人は奥の座敷にさし對ひとなりて坐る

「先刻は大そう怒つたのう、久しう逢はいで殊の外懐しい、今夜は緩々談話をせうぞ」

「私は先生にお願ひがあつて來ました」と廣吉は兩手を膝に肩を聳して「相談に乗て下さり文すか喃」

「時には乗らうが……」と尊徳は莞爾しながら「どうだ會比は相變らず貧乏ぢやらうの」

「人の數よりは借金多數が多いに困ります」

「然し貧乏と金持とは餘り遠く隔つたものぢやないぞ、眞の少許——その本源は只一つの心得にある、貧乏人は昨日の爲めに今日勤くが、金持は明日の爲に今日勤める、貧乏人は去年の爲めに今年勤めるが、金持は來年の爲めに今年勤く、ぢやに由て貧乏人はいくら働いても足らぬが、金持はゆつくりと安樂に月日が送れる、お前などは今日飲ひ酒が無いと云うては借り、今日食

ふ米が無いと云うては借り、さうして明日眞黒になつてこの償ひをする連中ぢや、夫では一生浮ひ瀬がない、今日薪を取て明日飯を炊き、今日繩を索うて明日垣を結は、安心は自然に得られる、草を刈る時鎌が無いと、得手して隣の家で借りる、然しこれは誠の道ぢや無い、鎌が無くば日雇取をする、その貸銀で鎌を求める、さうして見込通りに草を刈る、これが第一の心懸ぢや」

廣吉はさほどにもあるまじと思ひたる尊徳の高き心、尊徳の貴き詞、ずつと前に見たる時とは異りて、同じ眼ながら明星の如くに耀き、同じ口ながら云ふ聲に重みありて、自然に威徳の備るを見たる時、太陽に面を射らるゝ如く差明く感じぬ、一際進めて

「相談といふも要りがそれ、何うしたら村の貧乏を救ふこと能きませうな」

「會比の借錢はお前一人の借錢ぢや、お前一人が春負ふ外ない」

「村中の借錢、私一人で春負ふには骨が折れます」

「一人で春負れぬ、意句地が無いの」と笑ひながら側にありし大小二刀を投

げ出して「これで會比甚へ盗人に入れ」

會比甚は當時小田原界隈に二人無き豪富と呼ばれたる者なり、廣吉もさる者、沈着きて

「盗人せずとも他に工夫がありさうなものでござります」

「有るなら何故爲ぬ」

「無盡講を仕組んで居ります、これをも少し盛んにしたら何うござりませう

喃

「お前の講は取除無盡ぢや、取除無盡は金の預り人が無い」と尊徳は一言に

云ひ切りて「そんな法が何んになる」

廣吉は返す詞も無く沈と考へぬ、疲弊困憊の極に達せる會比村を救ふは、一村の先輩たる廣吉の勤めなり、然もその良法を思ひ付き得ぬ彼は、徒に太息、徒に降れる眼、徒に身を煩悶へて、遂に熱き涙をばら／＼溢しぬ、尊徳は奥の間に在りたる三右衛門を見て

「鵜飼様、廣吉は大分疲れて居るやうでござります、あなたのお手から遊び

にお遣り下されては何うござります」

「さうかも知らぬ」と三右衛門は一談に及ばず財布の中より金子七兩二分を取り出して「役所の金を進せる、これで心の糾れを解いて來るのぢや」

小田原の茶屋料理屋に登りて、年來の鬱懷を散れ來れと云ふのでありき、地方役所の金を持ちて、茶屋料理屋に遊山し來れといふ、普通の者ならば遊巡も爲べけれど、廣吉は辭退せず受け納めて

「有難うござります、これで心の鬱懷を散らして來ます」

(四)

廣吉は一村の疲弊を矯正すべき策なきに由て、この一二年餘り夜の目も安く眠らざりき、三度の食事も沈着きて箸を取る事なかりき、夫が爲には自然に耳も遠くなりぬ、自然に目臉も爛れ塞がりぬ、彼は斯うまで苦勞心配に結ばれたる胸の中を、七兩二分の遊山にて洗ひ來りぬ、彼は足柄上郡に指を折らるゝ物識なりき、指を折らるゝ學者なりき、心には月よりも明き思慮分別

あるべき身が、口頭の屈辱鬱憤に雲と捲かれて、只管に煩悶憂苦の底に沈み居たるなりき

尊徳は彼が一週間に七兩二分を散財して、夢の如く遊山より歸り來るを待ち受け

「どうぢや會比の借財を一人で引き受ける覺悟が付いたか」と浴せるやうに問ひ掛けぬ

「私が悪うござりました、先生の教へに従ふ外ござりませぬ」

「少は妄執の雲も晴れたやうぢや、是からは真如の月が見られる」

「何うかして心の暗が開きたうござります」

「會比の借金は幾許ある」

「二千七百兩餘ござります、その上まだ追々増加て参ります」と廣吉は聲を振はして

「今では手の付けやうがござりませぬ」

「三千兩に足らぬ借金、お前一人が確乎すれば何でも無く返される」

「へえ」と思はず乗出して「それは何うするのでござります」

「名主組頭相應の人物ありながら、さほど借金の嵩むと云ふは、全くお前一人の不調法、要りがお前の不實意から起ることぢや」

「此は迷惑、怪しからぬお詞でござります」

「私は何事も知つて居る、お前は百姓組頭の身を以て、料理等に丹精を盡し諸振舞に贅澤を盡し居るでは無いか、剩へ大阪の料理人を止め置いて、懷石の獻立など稽古するといふでないか、江戸在染井宿の植木屋御頭源治と申す者に馴れ合ひ、高價の樹木盆栽を販ふでないか、三味線長唄に打ち込んで、近國無類の上手といふ盲人其都を師と致し、江戸芝居町總下座頭柁屋勝五郎始めに稽古を頼み居るでは無いか、連歌俳諧を致すでないか、書畫骨董に耽るでないか、習字詩歌總て身分に立ち越えた驕奢に慕り居るでは無いか、高が百姓の分限で、それ等の驕奢がどうして能さる、お前ばかりが致すならまだしも、上の好む處下皆な倣うて、一ヶ村が鶴の真似をする鴉となり、遂に深い淵へ溺れるは知れてある、お前に會比一村の興隆を望む心あらば、前名主左右衛門の墓に手をついて詔を云ひ、料理三味線盆栽書畫、分不相應の事

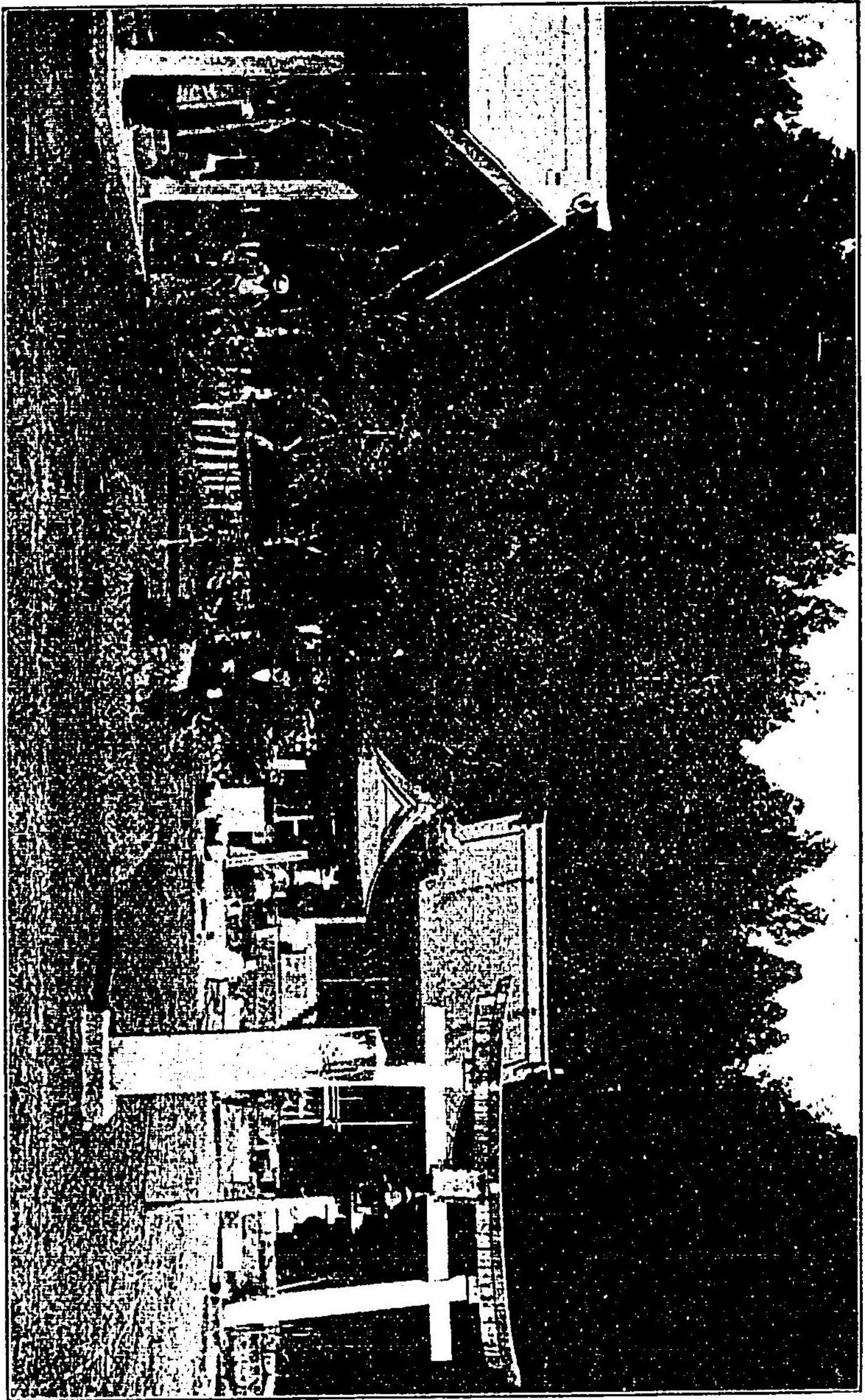
悉くを擲ち、二千七百兩の借金を一人に引き受けて、家株田畑残らずをさし出すちや、すれば仕法は其中から出て参る、分つたか

最後の語、例の破鐘の如く凄じかりき

廣吉は長夜の夢初めて覺めぬ、今日まで一村借銀の爲めに苦勞煩悶せしは、其本を極めずして其末を善くせんとしたるなり、一身を修めずして一村を修めんとしたるなり、われ實に過ちぬ、二宮先生は果して慈悲の神なりき、果して救世の主なりき

負し魂に満たされたる彼も、遂に報徳教の前に降服して、一身を尊徳の手に委ねぬ、尊徳の精神會比一村に滲透する時、廣吉は組頭より名主に進みて、七年間の儉約苦辛は、さしも頽廢せる村を變じて、花間笑語長閑なる樂天地としき

之に由りて廣吉は小田原藩より眞岡木綿五反を賞賜せられき、同時に彼は熱心なる報徳教の宣教師となりき



今市に在る二宮神社

第十一章

(一)

尊徳最後の事業は實に日光神領地の仕法なりき、嘉永六年二月幕府は尊徳に對して、左の如き辭令書を交付しき
申渡

日光御神領村々荒地起返し難村舊復の仕法取扱被仰付候間見込通り御料私領手廣に被計候様可致候
御普請役格 二宮金次郎

嘉永六年癸丑二月十三日

翁は此辭令書を手にしたる時、はら／＼と涙を流して
「予は是から人間の心を開拓しやうと思ふに、お上はまだ土地の開拓をお爲せなさるか」

此を聞きたる門人皆な同情の涙に暮れきと云ふ、實に翁は仁心をもて荒蕪

地を拓くが如く、世間の人心を拓かんと望みたりき、報徳の主意に由りて衰頽廢殘の村々を料理する如く、天下人心の頽廢不徳を矯正し見んと企てたりき、されど幕府は翁の表のみを見てその本意を見ることを爲さざりき、翁は臺命止むことを得ず、一子彌太郎を伴ひて日光神領地に向ひ出發す

三四

日光神領地に於て荒蕪地開拓、百姓安撫の手を下したる時も、村々に反對不平の聲湧く如くなりしが、例の果斷、例の仁心、例の手段に由て着々仕法を行ひぬ、この地安撫開拓に着手せる四年後、翁は野州今市の役宅に歿りたるが、事業は維新當時まで富田高慶の後見を以て彌太郎の手に繼續實行せられき

その成績は嘉永六年より慶應四年までの間(足掛十五年)に荒蕪地の開拓せられたるもの、都賀、河内、鹽谷、安蘇の四郡に跨りて、落成反別四百三十八町歩、新開地反別二十五町歩、杉柙の植栽反別二十町、杉柙の植栽數七萬本、土切堤防延長千五百四十五間、梓百七十六組、堰十二ヶ所、新用悪水堀長さ二萬九千四百八十五間、古堀浚渫二萬三千三百十間、掛樋七ヶ所、水門七ヶ

所、溜池五ヶ所、橋三十ヶ所、新道路延長千七百五十一間、道路修繕七千六百十間、潰式取立家給與九戸、出精人給與八百九十四人、貧民救助八百七十五人、無利息年賦貸付數五千二百二十八人あり、この費用一切を合算する時は、實に一萬六千四百五兩二分強に上れるなり

(一)

「三郎左衛門様お着きぢや、實に好都合、御舎弟只今お着きの様ぢや」

力ある密語は、病間、次の間、納戸、椽外に溢れ出るばかり詰り合へる門人弟子の間に通ひぬ、眞に夜の風の僅に戦いで、森の葉末を渡る聲、幽にして且四方に響く如く傳はりぬ

時は安政三年十月二十日の朝、天のほのく明けんとする頃なりき、水を打ちたる如く澄なる病間に、一穗の殘燈薄く照りて、幾十百人の客、只一人の如く臥座し居れる時なりき、木枯の音寒く陣屋の軒を吹く時なりき、落葉に交りて夜はらゝ玉走る時なりき、杖とも柱とも親とも神とも頼む翁徳の

三五

病革よりし旨の報知を得て、晝夜兼行、舎弟三郎左衛門は今しも櫻町の陣屋に着きぬ、櫻町の陣屋は暗き雲に掩はれぬ、尊徳に随喜満仰せる今市櫻町もては全國に潮蔭充溢せる報徳の門人は、天に一つの明星地に落ちんとするを痛み嘆き泣き悲みて、食ふ物も咽喉へ通らず、犇々と來り集まりぬ

日光祭田の仕法十分の効果を見ぬ中、本尊たる尊徳は病を得て櫻町の陣屋に歸りぬ、妻の歌子、長男の彌太郎、門人弟子は云ふまでも無し、日頃恩顧を蒙れる百姓町人、皆な真心を捧げて介抱看護に盡したれど、命數や盡きたりけん、水無き樹の次第に弱り枯れ行くが如く、日ごとに衰弱、日ごとに頼み少くなりて、餘命今は旦夕に迫りて見えぬ、醫師は昨日の中難しからんと匙を投げて云ひたるが、今朝は尙幾分の元氣ありき、仰向に伏したるまゝ、削りたる如くなりし頬を殘燈に照らさせ、乾きたる舌を僅に動かして、例の教訓を懈らざりき、出る息、引く息やがて悉く報徳の訓話なりき

「佛家では此世は假の宿、來世を大切に説いて居るが、現在この世に君があり親があり、さては妻あり子のあるを何とせうぞ、假へ家を出で世を逃れ、

君親妻子を捨てる事あつても、命のある限り、自分の身體を捨てる事爲らぬを何とせう、已に身體ある上は、食ふ物もなければ爲らず、衣る物も無ければならぬ、海川を渡るに舟賃が要ると同様、西行法師の歌に「捨て果て、身は無きものと思へども雪の降る日は寒くこそあれ」といふがある、これが至情ぢや、儒道の教へでは禮にあらざれば視る事勿れ、聴く事勿れ、動く事勿れと説いてあるが、普通凡夫の上では爾うも行かぬ、それで予は、我の爲めになる事か、他の爲めになる事かでなくば、視もするな、聴きもするな、物も云ふな、身も動かすなと教へる、聖人の詞でも、佛者の説でも、我爲にならず、他の爲に爲ならぬ事は決して取らぬと極めて居る、由て予の教へる所は神道にも佛道にも乃至は儒道にも、少しつゝの相違があるかも知れぬ、けれど夫は予の説くのが遠つて居るのでは無くて、世の道理にも生きたる死ぬると……」

「先生へ申し上げます」と此時百姓の萬吉は次の間から聲かけ「御舎弟様お着きでござります」

「を、三郎左が来たか」
 流石待ち難ぬたる様に云ふ、枕頭には富田高慶、福住正兄、不退堂などの
 高弟、詰り居たるが、ほつと安堵の聲を揃へて
 「三郎左衛門様、先刻よりお待ち難ねぢや、早くお供爲」
 萬吉が心得て去らんとする時、三郎左衛門は旅の衣服を改むる間もなく、
 袖も袂も、髻も袴も、しと、處に濡れたるまゝ、駈け寄りて枕邊近く膝行り
 寄り

「私でござります、三郎左衛門でござります」
 云ふが否、涙に曇る眼を睨つて、じつと尊徳を視入りたりき

(三)

「三郎左、よく来た、待ち難ねてあつたわよ」
 形容の疲せ篋れたるに比べて、その聲は極めて強く健かなりき
 兄上、御気分は何うござります、斯ほど御大忠であらうとは存せぬでござ

りました」

「私も今度は助からぬ、お前が来たら遺言をしやうと思つて待た」
 一語は一語より迫る、然もその目は凹みたる目皮の中に燦然たり

「お命に關はるやうなことでござりませぬ、お醫師様お診断は何うござります」
 「醫師よりも誰よりも、予の身體は予がよく知て居る」と尊徳は仰向に伏し

たるまゝ、「高慶はあるか、正兄はあるか、不退堂はあるか」
 「皆なござります」と高慶は聲に應じて云ふ

「其他の者、皆近う寄れ、言ひ遣す事がある」
 多くの門人弟子はこの最後の遺言を聞かんとして病室の内外に膝を寄せぬ、

中には敬慕する者すらありき、中には顔をだも擡げ得ず、袖を掩うて耳をの
 み敬つる者もありき

「葬式に分を越ゆる事ならぬぞ」

これ尊徳遺言の第一なりき、人々ははつと答へ、續いて次の詞は起る
 「墓石を樹てること爲らぬぞ、碑石を樹てることならぬぞ、只一塊の土を盛

二宮尊徳先生年譜

▲天明七年

七月二十三日相模國足柄上郡東栢山村(現時櫻井の一大字)に生る。父利右衛門時に三十五歳、母はよし、時に二十一歳。

▲寛政三年(五 歳)

酒匂川洪水、其害十數ヶ村に及ぶ、二宮家の被害最も甚し。

▲同 十 年(十二歳)

父利右衛門病に罹る、之を以て父に代りて酒匂川築堤工事の夫役に出づ。

▲同十一年(十三歳)

二月二日銀貳百文を以て松苗二百本を購ふて酒匂川の堤上に植付く(栢山村老翁の口碑に據る)

▲同十二年(十四歳)

九月二十六日父利右衛門病死、時に四十八歳なり。十月飯泉村觀音堂に詣て旅僧より觀音經を聞き救世の志を起す。十二月家計困難の故を以て田地七畝二十八歩を同村喜與八に賣渡す。

▲享和二年(十六歳)

四月四日母よし病死、時に十六歳。六月三十日酒匂川再び洪水、二宮家の田地悉く流失す、先生は伯父萬兵衛に、二弟は川窪家に寄食す。

▲享和三年(十七歳) 此春廢地を拓き藁苗を植付け相當の收穫を得たり。伯父の家を辭して自家に歸る、此年始めて田地九畝二歩を受戻す、此代金參兩貳歩なりといふ。

▲文化三年(二十歳) 六月六日末弟宮次郎、川窪太兵衛方にて病死、宮次郎時に九歳なり。此年堀の内村中島彌之右衛門の女を娶る。川窪太兵衛方家計困難に迫りたるを以て先生丹精の田地若干を以て之を救済す。

▲同四年(二十一歳) 二宮總本家伊右衛門式再興の準備に着手す。小田原藩服部家の爲めに「五年計畫」の仕法に従事す。

▲同五年(二十二歳) 二月七日服部家の仕法を了り自家に還る。十一月精農特志の雇を以て大久保侯より褒賞を賜はる。

▲同六年(二十三歳) 四月二日飯泉村岡田氏の女うた子入嫁す、時に歌千年十六歳。九月斗耕改正の議を獻して採用せられ其賞として所有の田地一ヶ年の賃租を免除せらる。

▲同七年(二十四歳) 十月大久保侯の命により新樹を調製す。大久保侯より宇津家采邑再興の命を受くれども固辭して應ぜず。

▲文政元年(三十二歳) 八月一日小田原領内風害あり、家老杉原平太夫に乞ひ、官金を以て米穀を買入れ以て窮民を救助す。

▲同三年(三十四歳) 九月二十五日、男彌太郎舉行生る。野州物井村外二ヶ村を巡察して復命書を提出す。小田原藩士に列せられ高五石二人扶持を賜はる。所有の田地壹町八反歩を賣却して興復の仕法土盤金に加ふ。三月二十九日妻子を俱して下野國櫻町に赴任す。弟、三郎左衛門彌太郎を養ひ國府津まで送る。長女文子櫻町陣屋に生る。櫻町興復事業困難の議を以て退任の上申書を出願す。常陸國筑前郡青木村の百姓興復の仕法を出願す。三月下總國成田不動尊に三七日の祈齋を爲す、果して靈顯あり、村民之れより反對するものなし、之を前七年後三年の業と稱す。米四百二十六俵を大久保侯に獻進す。此年大久保侯日光廟參拜の途次宇都宮の旅館に先生を召し親し

▲文政四年(三十五歳)

▲同五年(三十六歳)

▲同六年(三十七歳)

▲同九年(四十歳)

▲同十一年(四十二歳)

▲同十二年(四十三歳)

▲天保二年(四十五歳)

三

△天保三年(四十六歲)

櫻町三色の人民に令し凶荒豫備として畑一反歩に付二畝歩宛は種を播付せしむ。

▲同四年(四十七歲)

三月七日櫻川の堰を改造し同月二十三日竣工す。之が爲め青木村の開田七十七町歩に及べり。

▲同五年(四十八歲)

常陸國筑波郡谷田部村外四十二ヶ村。下野國芳賀郡茂木村外二十ヶ村に興復の仕法を開業す。此年徒士井に遊めらる。

▲同六年(四十九歲)

常陸國眞壁郡辻門井兩村に發業す。

▲同七年(五十歲)

櫻町三ヶ村の興復事業開始以來爰に十五年。宇津家の采邑全く成效を告ぐ。

此年天下大に饑乏たるに際し島山領及び細川侯、川副氏、齋藤氏の采邑に對して助貸を爲す。

七月報徳別を仕法帳の末に録して相模國飯泉村惣右衛門に與ふ。

▲同八年(五十一歲)

二月七日大久保侯より手許金壹千圓を下賜せらる。

三月より五月まで小田原領内に於て飢民四萬三百九十餘人を救助す。

▲天保九年(五十二歲)

六月島山領内に仕法を發業す。

二月小田原領内足柄下郡上新田村、中新田村、下新田村に仕法發業す。

六月小田原忠禮侯より金百兩を賞與せらる。即ち之を足柄上郡竹松村に貸與す。

十二月小田原領内一圓に仕法取扱を命ぜらる。

此年常陸國眞壁郡下館三十ヶ村に仕法發業す。

二月分内之圖を仕法帳に録して相模國浦賀町宮原清兵衛に與ふ。

此年足柄上郡曾比竹松の二村に仕法開始。是に於て小田原領内七十二ヶ村肅然として其德に靡く。

十一月宮田高慶入門す。

▲同十一年(五十四歲)

六月伊豆菫山縣令江川太郎左衛門の招聘に應じて出張す。

十二月相模國大住郡金目村森兵左衛門の爲め七段の法を案じ賃償却永安の道を授く。

▲同十三年(五十六歲)

七月二十三日出府して關老水野越前守の諮問に答申す。

十月二日幕府御番帳入取扱拜命。

十月三日幕府御普請役格を以て召出され、年二十俵二人扶持を賜ふ。
同日小田原侯より麻社杯小袖一重を賜はる。
十一月下総印旛沼檢分の命を受け、實地視察の上見込番二巻を提出す。

▲天保十四年(五十七歳)

四月小田原町民の爲めに仕法を定め基本金百六十兩を授與す。
七月幕府御勘定所付、御料所付手附仰付らる。

門人小林平兵衛に「知足鑑」を授く。

▲弘化元年(五十八歳)

日光神領地荒蕪開拓調査方を命ぜらる、後三年にして意見書六十巻を提出す。

▲同二年(五十九歳)

相馬侯の依頼により「爲政鑑」三巻を作る。

十一月宮田高慶をして相馬領内成田、坪田の二村に仕法を開始せしむ。

▲同三年(六十歳)

七月小田原領仕法全く廢止せらる、隨つて報徳金五千百餘兩を給に返付す。

▲同四年(六十一歳)

五月十一日御勘定所御料所手附を免し更に下野國東郷陣屋山内

總左衛門手附を命ぜらる。

▲嘉永四年(六十五歳)

常陸國眞壁郡五所宮村に仕法開始す。

▲同五年(六十六歳)

函根湯本山に櫻樹三千本を植栽す。

この年愛女ふみ子を門人宮田高慶に嫁せしむ。

▲同六年(六十七歳)

二月二十六日江戸に於て眞岡縣令附を免し、更に日光奉行手附拜命、日光御神領荒地起返難村舊復の仕方取扱仰付らる。

四月病に罹る。

五月病を留して日光へ赴任す。

六月盛夏を犯し神領地八十九ヶ村を巡回して興復の法を立つ。

土蓋金三千兩を日光宮様金に、貳千兩を日光山貸付所に獻納す。

二月二宮彌太郎御普請役見習として仕法取扱を命ぜらる。

今市の官舎新築成るに及び之に移轉す。

十一月仕法向丹精奇特に思召され日光法親王より羽二重二尺を賜はる。

二月御普請役に昇進し、祿三十俵三人扶持を下賜せらる。

▲同三年(七十歳)

十月二十日日光今市の官舎に於て逝く如來寺に葬る。

報德社定款準則

第一章 總 則

第一條 當社ハ戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ勤儉推讓ヲ獎勵シ報德ノ事業ヲ立ツルヲ以テ目的トス

第二條 當社ノ報德金ト稱スルモノハ左ノ二種トス

- 一 土臺金
- 一 善種金

第三條 報德金ノ外各種ノ積金ハ名稱ノ如何ニ拘ラズ當社ノ預リ金トシテ取扱フベシ但社外ヨリ一切預リ金ヲ爲サズ

第四條 結社年限ハ設立許可ノ日ヨリ三十ケ年ヲ以テ一期トシ滿期ニ至リ總會ノ決議ヲ以テ更ニ繼續ノ方法ヲ議定スベシ但五ケ年ヲ以テ一節トシ一節毎ニ改良ノ方法ヲ議定スルコトアルベシ

第五條 當社ハ……報德社ト稱シ事務所ヲ……番地ニ置ク

第六條 當社ニ用フル印章左ノ如シ

何々縣何々郡何々報徳社印

第二章 社員規模

第七條 社員ハ左ノ箇條ヲ以テ規模ト爲スベシ

- 一、教育勸語并ニ戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉體實踐スルコト
- 一、神德皇德國恩及父祖ノ諸恩ニ報フルニ我德行ヲ以テスルコト
- 一、克ク勤ニ克ク儉ニ分度ヲ守リ富強ノ基本ヲ確定スルコト
- 一、分度外ノ財ヲ推讓スルハ勿論互ニ推讓シ善ヲ積ミ業ヲ修メテ公衆ノ模範タルベキコト

第三章 土臺金

第八條 土臺金ハ諸經費支辨ノ爲又ハ損害準備ノ爲左ノ方法ニ依テ成立ス

- 一、社員ノ寄附金
- 二、社外篤志者ノ寄附金
- 三、貸借上ヨリ生ズル剩餘金

第九條 土臺金使用法ハ左ノ數項ニ限ルベシ

- 一、社員賞與金
- 二、社員恤救金
- 三、道路橋梁等修繕費
- 四、勸業費
- 五、貸付金損害補償金
- 六、社用家屋建築修繕費及社費

土臺金使用ノ殘金ハ善種金ト同一ニ取扱フベシ

第十條 出精人ノ入札ハ毎年一回トシ相當ノ賞品ヲ附與ス

第四章 善種金

第十一條 善種金ハ社員共済ノ爲左ノ方法ニ依テ成立ス

一、社員餘業積金

二、社員節儉積金

第十二條 善種金ハ壹口ノ積高金五拾圓ト定メ少クトモ毎月金拾錢壹ケ年金壹圓貳拾錢以上ヲ出金スベシ但各自其分限ニヨリ數口ヲ積立ツルコトヲ得

第十三條 善種金ハ左ノ方法ニ依テ貸付クルモノトス

一、社員出精人賞與ノ爲入札ヲ以テ貸付クル事

二、社員農工商業等有益ナル事業資本ノ爲申出ニ依リ貸付クル事

第十四條 貸付金額ハ社員積立金額ノ多寡ニ應ジ役員會ノ協議ヲ以テ適當ノ程度ヲ定ム但前條第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ本人現在積立金額十分ノ八以上ノ貸付ニハ相當ノ擔保ヲ提供セシム

第十五條 一時ニ數名ノ借用申込人アリテ何レモ有益ナル事業トスルモ金員

足ラザルトキハ抽籤ニ依リ貸付クベシ

第十六條 第十三條第一號ニ依リ貸付ヲ爲ス場合ハ無利息五ケ年賦トシ皆納後ニ報徳元恕金トシテ年賦金額一ケ年分ヲ納メシムルモノトス

第十三條 第二號ニ依リ貸付ヲナス場合ハ月賦年賦若シクハ一期返納トシ利子ノ割合ハ時ノ景況ニ依リ毎年ノ初理事ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム但貸付利率ハ善種金積立利率ヨリ三分ヲ超過スベカラズ

第十七條 善種金ハ五分利ヲ以テ積立ツベシ但時ノ景況ニ依リ理事ノ決議ヲ以テ増減スルコトアルベシ

前項五分以上ノ收利ハ之ヲ土臺金ニ加フ

第十八條 善種金ヲ貸付ケ殘餘アルトキハ田畠山林等ヲ購入シ若クハ有價證券ニ換ヘ又ハ預金ト爲シテ利殖スベシ

前項ノ社有財産ハ貸付金ニ必要ナル場合ニ於テハ理事ノ決議ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第十九條 善種金壹口五拾圓ニ滿ツルトキハ善報金拾圓ヲ與フ以後五拾圓ニ

満ツルトキ亦同シ

第二十條 善種金ハ退社其他何等ノ事故アルモ結社中一切返戻ヲ請フコトヲ得ズ

第二十一條 善種金通帳ハ質入讓渡スルヲ得ズ但家督相續人又ハ子孫ニ限リ讓渡スルコトヲ得

前項ニ依リ讓渡ヲ受ケタル者ハ當社ノ社員タルベシ

第五章 永續貯金及貯蓄金

第二十二條 社員ハ毎年農産物又ハ蠶業收益金ノ壹割ヲ標準トシ分度外ノ財トシテ永續貯金ヲ積立ツルモノトス

第二十三條 永續貯金ハ結社中使用スルコトヲ得ズ

第二十四條 永續貯金ノ外小兒出生祝儀貯金少年少女新婦ノ私金及遺産積金其他各種ノ積金ハ毎月常會日隨意出金スルニ任セ當社ハ無償ニテ郵便局又ハ貯蓄銀行へ預込ノ取扱ヲ爲シ利殖ヲ圖ルベシ

第六章 計 算

第二十五條 毎年十二月土臺金ノ收支及各種取扱金ノ計算ヲ爲シ會計簿二通ヲ調製シ翌年一月總會ニ報告シテ社員へ頒布シ併セテ監督官廳ニ報告スベシ

第二十六條 貸付金利子元恕金收入及社有財産收益ヨリ善種金其他預リ金ノ利子ヲ控除シタル殘金ハ之ヲ土臺金ニ加フ

第七章 役 員

第二十七條 當社ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理事社長 壹 名
- 理事副社長 名
- 理事辨務 名
- 監 事 名

社長ハ社務一切ヲ總理シ當社ヲ代表ス副社長ハ之ヲ輔佐シテ常務ヲ擔任ス
辨務ハ社務ノ協議ニ依リ事務ヲ辨理シ社員ヲ誘掖ス監事ハ社務一切ヲ監督
ス

第二十八條 役員ハ總會ニ於テ壹名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選舉シ有效投
票ノ過半數ヲ得タルモノヲ以テ當選トス

前項ノ場合ニ於テ過半數ヲ得タルモノナキ時ハ最多數ヲ得タルモノ二名ヲ
取り之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム其二名ヲ取ルニ當リ同數者アル時ハ年長
者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム此決選投票ニ於テハ最多數ヲ
得タル者ヲ以テ當選トス若シ同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ
抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ滿期ニ及ビ通常總會ニ於テ改選ス但再
選ヲ妨グズ

最初ノ臨時總會ニ於テ當選シタル者ハ任期滿了後ノ通常總會マデ在任ス
補缺選舉ニ當選シタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第三十條 當社ノ役員ハ無報酬トス但事務取扱ニ係ル實費及社用ヲ以テ旅行
スルトキハ旅費ヲ給ス

第八章 社員ノ權利義務

第三十一條 社員ハ入社ノ際其分ニ應ジ當社ヘ土臺金ヲ寄附スベシ其後第八
條ノ目的ヲ達スル爲適宜寄附スルヲ要ス

第三十二條 社員ハ毎月ノ常會ニハ善種金ヲ携帶シテ必ズ出席スベシ無餘儀
事故アリテ缺席スルトキハ其旨届出ヅベシ

第三十三條 社員ハ役員ヲ選舉シ及總會ニ於テ當社ノ利害ニ關シ發言投票ス
ルノ權アリ投票ハ一人一票トス

第三十四條 社員ハ何時ニテモ簿冊ノ檢閲ヲ求メ及總會ノ決議ヲ以テ役員ヲ
解任スルコトヲ得

第九章 總會及常會

第三十五條 通常總會ハ毎年一月之ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ要件ヲ議定

スベシ

臨時總會ハ理事又ハ監事ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得

社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス

第三十六條 總會ノ召集ハ少クトモ開會期日ヨリ五日前書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ヲ示シ各社員ニ通知スベシ

第三十七條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ズ社長事故アルトキハ副社長之ニ代リ社長副社長共ニ事故アルトキハ臨時ニ役員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

第三十八條 總會ハ總社員ノ半數以上出席スルニアラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但召集再度ニ及ブモ尙定數ニ滿タザルトキハ其數ニ關セズ開會スベシ總會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 定款ノ變更若クハ特殊ノ事件ハ臨時總會ニ於テ之ヲ決スベシ

定款ヲ變更スル場合ニ於テハ總社員三分ノ二以上出席シ出席員十分ノ八以上ノ同意アルコトヲ要ス

第四十條 當社ノ常會ハ毎月一回(定日……日)開會シ報徳ノ道義ヲ講究シ農工商業ノ改良ニ關シ談話演說ヲ爲スモノトス

第十章 入社退社

第四十一條 當社へ入社セントスル者ハ入社願ヲ差出シ社長ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ニハ社員證ヲ交付ス

第四十二條 社員事故アリテ退社ヲ申出ヅルトキハ社長ハ社員證ヲ返納セシメテ退社ヲ許ス可シ

第四十三條 社員罰金以上(或ハ禁錮以上)ノ刑ニ處セラレタルトキハ刑期滿了後二ケ年間社員ノ權利ヲ停止シ猶悔悟セザルトキハ退社ヲ命ジ社員證ヲ返納セシムベシ

第四十四條 前條ノ刑ニ處セラレ刑期滿了後滿三年ヲ經ザル者ハ入社ヲ許サズ但滿三年ヲ經ザルモ悔悟ヲ表スル者ハ試業員トシテ加入セシムルコトアルベシ

試業員ニハ社員證ヲ交付セズ試業員ハ善種金ト同額ノ加入金ヲ積立テ社員ト同一ノ勤ヲナスヲ要ス

試業員正社員ト爲ルトキハ加入金ハ善種金ニ編入シ除名シタルトキハ之ヲ返付スベシ

第四十五條 退社員ハ當社ノ措置ニ就テハ一切異議ヲ容ル、ヲ得ズ

第十一章 雜 則

第四十六條 雜則ヲ設クル左ノ如シ

- 一、田畑山林ノ境界道敷等ハ互ニ相侵サハル事
- 一、諸税公費ハ遲滞ナク上納スル事
- 一、社員中心得違ノ者アルトキハ互ニ忠告訓戒スル事

一、社員ハ公德ヲ重ンズベキ事

一、時間ノ定メアル者ハ之ヲ嚴守スベキ事

一、.....

第十二章 解・社

第四十七條 當社滿期其他ノ事由ニ依リ解社スルトキハ諸貸付金ヲ取立テ社有財産ヲ處分シ第一各種預リ金ヲ返付シ第二善種金積立高ニ分配シ第三土臺金ハ慈善又ハ公共事業等ニ寄附スベシ若シ損害アリタル場合ニ於テハ先ヅ土臺金ヲ以テ之ヲ償ヒ尙足ラザルトキハ善種金積立高ニ應ジ損害ヲ被ムルモノトス

第四十八條 解社ノ決議ハ總社員ノ三分ノ二以上出席シ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

備 考

- 一、第四條ノ結社年限ハ隨意タルベシ